

公益社団法人 日本柔道整復師会・機関誌

Feel!Go!

日整広報

VOL.253

春号
2020/04

公益社団法人 日本柔道整復師会
www.shadan-nissei.or.jp

目次

2020 春号

- 1 | 日整ニューズレター登録のお願い
- 2 | 巻頭言
不易流行 副会長 萩原正和
- 4 | 令和元年度末 各部報告
- 12 | 「匠の技 伝承」プロジェクト
第5回「下腿骨外果骨折の整復・固定」
- 14 | 2020年度以降の「匠の技 伝承」プロジェクトについて
- 16 | Report 1 日整前会長・萩原正先生お別れの会
- 19 | Report 2 令和元年度 優等卒業生表彰
- 20 | Report 3 第16回柔道整復療養費検討専門委員会
- 22 | Report 4 平成30年調査報告 柔道整復療養費と施術料金の実態
- 24 | 日整医療保険 新規加入のご案内
- 25 | 新連載
柔道に学ぶ道
- 26 | 理事会だより
- 29 | ~~第47回 日整親善ゴルフ大会のご案内~~ (開催中止)
- 30 | 執行部活動状況(令和元年12月～令和2年2月)
- 31 | INFORMATION
- 32 | 未来展望
- 34 | 柔道整復師のための楽しい統計学
- 36 | 本の紹介『柔道とは、柔しい道である。』
- 37 | 日整文芸
- 38 | 四季の風

4月7日に政府より発令された「緊急事態宣言」により、多くの行事が急遽中止となりました。
それに伴い記事内容に緊急の変更や取り消しが発生したため、該当ページに訂正の告知を記載しております。
お見苦しい点など、ご容赦のほどよろしくお願い申し上げます。





会員限定 メール配信ツール 日整ニュースレター登録のお願い

平素は、日本柔道整復師会の活動にご協力をいただき感謝申し上げます。

日整は機関誌「Feel! Go!」を年4回（1月・4月・8月・11月）と「日整トピック」を新聞形式で併せて発行することにより、会員の皆様に日整の活動をより多くお知らせするよう情報の配信に努めております。

また、「日整トピック」は、会員に有益な情報をタイムリーに発信することを第一と考え最新情報をお届けしております。

今回、「日整トピック」を随時配信することになりましたので、よりリアルタイムに情報を発信するために、会員の皆様にメールアドレスを登録いただきダイレクトにお届けするメール配信「日整ニュースレター」をスタートすることになりました。

このメール配信は、保険関係等の日整の重要な活動状況、柔整に関する情報、「匠の技伝承」プロジェクト等の研修内容など、今、日整が伝えたい内容を会員各位に直接連絡できるようにすることを目的としています。日整トピックの掲載内容もさらに充実させて配信する予定です。

「日整ニュースレター」の配信は、下記の登録サイトから直接ご登録ください。QRコードからも簡単に登録できます。

日整ニュースレターの登録サイトは、

🔍 <https://shadan-nissei.or.jp/Newsletter/Reg/> 🔍 検索

QRコードから登録は、



ふ え き り ゅ う こ う 不易流行

公益社団法人日本柔道整復師会
副会長 ◆ 萩原正和



新年度に入り日々穏やかな気候になってまいりました。会員の皆様には、日頃より日整の事業活動にご理解とご協力をいただき、深く感謝申し上げます。

のどかな季節に反して、新型コロナウイルスによる健康不安やそこから波及する経済停滞が社会を混乱させております。会員の皆様・ご家族様も十分ご注意の上、お過ごしください。

社会情勢は時代の変遷とともに変化していきますが、我々業界も同じであると思います。医療では最先端技術をもってしても不明な細菌・ウイルスの存在があったり、社会生活においても予測不能な天候変化、金融・物資の問題などが頻発します。その都度、状況に応じて改善・順応しながら健全な社会を取り戻そうと努力するのが世の流れではありますが、情報網が多様に進化する現代、生活環境に対する意識の変化も世界各国で起こりうるでしょう。

一方で、患者さんを相手に業務を遂行するには信頼関係の構築に日々努め、頼りにされる存在にならなければなりません。これは社会がいかに移り変わろうとも、医療に携わる者にとって世界共通の不偏的な信念ではないかと思います。

松尾芭蕉が考える俳諧論書『去来抄(きょういしょう)』の中に、「不易を知らざれば基立ちがたく、流行を知らざれば風新たならず」との言葉があります。これは、「長く変わらないものを知らなければ、基礎が確立せず、新しく変化のあるものを知らなければ、新たな進歩がない」という意味ですが、いつの時代でもさまざまな場面において言えることだと思います。

現代、世界中に新型コロナウイルスによる疑心

暗鬼が蔓延し経済状況も暗転する状況下で、我々の生活は厳しく、柔道整復師が扱う療養費も年々減少しております。このような時代こそ、この「不易流行」の精神を忘れることなく、真摯に業務に勤しみ、地域の公益活動に尽力することで、時代の流れにも負けないような幹の根を張れるのではないのでしょうか。

今年2月28日、柔道整復療養費検討専門委員会が開催され、論点の整理がなされましたが、料金改定も含め今後の会議が注目されています。この委員会においては工藤鉄男会長の指導のもと、三橋裕之総務部長、伊藤宣人保険部長、長尾淳彦学術教育部長の3名を中心に、論理的にしっかりと業界の考えを伝え、議論を展開しました。今後の会議において参加者に認めていただけるものと期待を強くしております。

ただ、こうした重要な会議を傍聴される日整各社団の会長・保険部長があまりにも少ないことが非常に残念でなりません。個人契約者の方々の傍聴が日整会員の参加者よりもはるかに多く見受けられ、関心度の差は一目瞭然となっています。各都道府県社団の会長・保険部長には、より前向きな参加を期待します。そしてそこで得た会場の雰囲気や議論の内容などを各自の社団の会員に伝えていくことが、重要な任務ではないかと思います。

日整の関係者が傍聴席にいと、委員会に参加して全身全霊で議論をする日整代表の3名の力強いエネルギーにもなります。東京までの道のりは遠く感じるかもしれませんが、会員一人ひとりの整骨院・接骨院の経営に直結する大きな問題です。ぜひとも傍聴し、委員会という現場をしっかりと体感・理解していただきますようお願いいたします。

残念ながら開期延期が発表された2020東京オリンピック・パラリンピックは、東京が開催の中心ではありますが、それ以外の各地で開催される予定の種目もあります。競技大会組織委員会から通知を受け、日整より推薦した20名の会員が、競技スタッフとして東京都ほか8県において役割を担うことを予定しております。柔道でも各国の選手、関係者の柔整トレーナーとして活動する予定であります。

これほど多くの会員が、この祭典にかかわるのは大変喜ばしいことで、日本の伝統医療である柔道整復術を世界に向け大きくアピールする好機だと思います。国際的な認知度が高まれば、国内での需要が高まることも予想できます。

日整では以前、国際部を発足したことがあります。今回の活動によりその目的が果たされ、多大な効果をもたらすのではないかと私は期待しております。今こそ会員一人ひとりの力が必要な時です。来年に向け、2020東京オリンピック・パラリンピックと一緒に盛り上げていきましょう。

昨年より、公益活動の大きな柱として、「匠の技 伝承」プロジェクトが始まっています。その発足の背景には、本来の業務の中心だった骨折・脱臼の整復、固定、後療といった技術の顕著な衰え、またそうした技術を身につけてすらいな柔道整復師が多数いることが挙げられます。養成学校の指導者でさえ経験がない者もあり、どのようにして学生に教えているのか、不思議でなりません。

柔道整復術公認100周年を迎えた今、世界を見ても唯一無二となる我々の技術を後世に継承し、熟達した柔道整復師を全国に増やしていくために「匠の技 伝承」プロジェクトは必要です。そして患者さんの治療の選択範囲を狭めないために超音波観察装置の導入を促進し、信頼していただける安心で安全な見立て、治療を行えるよう整備していくことが大切です。「整形ではレントゲン、整骨院・接骨院では超音波」と社会に認めてもらえる環境作りが求められつつあるのです。

このプロジェクトは、決して受講者本人のためだけにあるものではありません。受講人数に制限があり希望者全員が参加できない現状では、受講者は各自の社団の会員へと技術を伝承していく義務を負います。それが将来の業界発展にもつながりますので、しっかりと自覚を持って参加していただくことをお願いいたします。

日整の最新情報は、すでにご承知のとおり「日整トピック」で発信しておりますが、時間的ロスを減らすため、日整より直接発信すべく現在全国都道府県の会を通じて会員の皆様にメールアドレスの登録を呼びかけております。

また、今後の電子請求への移行に向け、東京都柔道整復師会を中心として試験的に事業をスタートさせ、早期実現に向けた検討も進めております。加えてマイナンバーカードの作成を全国の会員に奨励し、将来的に署名のいらない療養費請求を実現できるよう進めております。現在、簡便に請求作業ができるようなシステムを目指して進めておりますので、理解と実行のご協力をお願いいたします。

世界中で新型コロナウイルス感染をどこまで抑止できるか予測不能な状況下にあり、日本でも3、4月の行事が軒並み中止・延期となりました。各都道府県執行部の方々には、今後、最新情報をいち早く知ることを心し、事業活動に支障が起らないよう、また最小限のダメージで済むように細心の注意を払っていただくことをお願いいたします。そして、この状況を団結力で乗り切っていければと切に思っております。

最後になりますが、日整が進める事業計画とその実行は、全国の会員の皆様一人ひとりのご理解とご協力に支えられています。今後とも、日整会員がワンチームとなるような力強いご支援をいただけますよう、心よりお願い申し上げます。

各部報告

(令和2年度重点活動)

令和2年3月22日(日)に開催予定であった全国会長会は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止となりました。会長会で報告を予定していた、各部の活動内容と併せて、令和2年度の重点活動について掲載いたします。

総務部

●令和2年度に向けた総務からの指針

総務部はすべての業務に関連していることから、それらの詳細について実行に向けての指針を表していきたい。

1、料金改定について

○加算算定項目を増やす

医療連携加算

○金属副子の素材別料金の見直し

新素材・副子の枚数・包帯・三角巾等の取り替え

○一部償還払い構想

情報提供料とは別に、後療で来院された場合でも同意を依頼した場合等も含めて医療連携加算を毎回加算。金属副子等加算についても新素材、材料の種類により金額設定を変え三角巾交換料も考慮すべき。

将来的に骨折脱臼等の緊急性を要するものは受領委任算定に残し、捻挫であっても十字靱帯損傷、半月板損傷、足関節外側靱帯損傷等、明らかな損傷に対しては医師との連携により骨折等と同等の医療連携加算、慢性疾患に近いものは本当の包括化、償還払いもやむを得ないのではないかと考える。

2、オリパラに向けた活動

○英表記は“JudoTherapist”ではなく“Judo

Relief Trainer”とする

○日整認定JRトレーナー講習会実施

柔道整復師、JudoTherapistと自称しても世界では理解が得られない。特に柔道以外のスポーツ競技では「知らない」が当たり前。そこで日整主催の講習会を開催したい。これは、学校協会・試験財団が後援あるいは共催し日本医師会の指導をおおぎ、接骨医学会が認定するトレーナーを養成するための講習会であることを目的とし、スポーツ現場だけではなく災害にも対応できる平準化したトレーナー技術を習得させ、世界の競技連盟にアピールする。なるべく早期の実現を目指す。

※Relief Trainer＝救護（助ける、けが人を看護、治療する）トレーナー。

3、「匠の技 伝承」プロジェクトの更なる充実

○後生に匠プロジェクトを継続して残す

○47都道府県研修センター開設

超音波観察装置を交えて「匠」「技」にサイエンスを加える、つまり「経験」を伝えるという主とした目的に、エビデンスを加えることが目的と理解する。今後「匠の技マニュアル」「匠の技DVD」を作成し、広く知らしめ後世に残すことも必要。過去に作成した「日整研修ビデオ」を再

利用することも視野に入れる。

また、日整あるいは都道府県柔整師会に「匠の技(骨折脱臼無血整復)」を含んだ研修センターなど開設するような夢を描いてみてはどうだろう。

4、会員が大幅な減少局面に入ってきた中での組織強化論

- 関係団体のまとめり
- 都道府県社団の意識改革
- 都道府県社団事務局の指導
- 日整入会方式

大枠で日整、学校協会、試験財団、接骨医学会の4団体が協力体制をとり一丸となり枠作りをすることが必要。かつ各公益社団の組織強化なくして日整の組織強化はあり得ないと考える。日整から個々の会員や各社団事務局への情報発信と指導も行っていかなければ会員増は見込めない。

日整のHP等で入会したいと考える新規開業者や既存の個人契約開業者のなかには、地元の公益社団には入りたくないとする柔道整復師も多く存在する。そういう場合、まずは日整HPを入会応募の窓口とし各社団への入会手続きを進め、保険請求業務だけをしてもらい、日整での公益活動に参加してもらおう。その後は猶予期間を経て公益活動を都道府県に移行させるという形を採用してもいいのではないかと考える。

5、電子請求やマイナンバー、調査会社、請求代行業の対策

- 電子請求モデル事業のスタート
- マイナンバーカードをキーカードとした取組
- 調査会社を審査会が兼ねる
- 復委任問題を進行し請求団体を衰退させる

電子請求については今回の検討専門委員会でも早期モデル事業実施に向けて要望をあげたが、少人数社団、ホストコンピュータを備えていない社団等では日整をセンターとすることも検討する。

保険者が提案しているセンター方式として、例えば北海道、宮城、東京、名古屋、大阪、福岡のホストコンピュータを活用し連合会、協会けんぽ

とリンクさせてオンライン請求、また患者署名についてはマイナンバーカードをキーカードとして証明できるようデータベースから認証できるシステムとする。

民間調査会社は、一昨年の厚労省からの通知文書以降、減っているのは事実であるが、通知を無視し、相変わらず行き過ぎた調査を繰り返す調査会社も存在する。引き続き、厚労省苦情窓口へのFAX送信を各都道府県や個々の会員から送付してもらおうよう啓発していく。

6、機能訓練指導員協会の運営

- 日本機能訓練指導員協会
- 高齢者の保険事業と介護予防の一体的な実施について

同会は、昨年12月に日本鍼灸師会と日整が設立団体として契約書を取り交わし、ようやく設立されたところである。評価の平準化、機能訓練ができるカリキュラムを策定した上で、入会基準は各業態が実施する認定講習会受講修了が条件となり、その後上級講習会を受講していただき協会で認定し、ケアマネ協会等関連団体にインフォメーションし公表していくこととする。

会の設立についてはすでに高齢者医療課長にも告知しており、今後関連団体に設立報告ならびに協力要請を行う予定。また一般社団設立に向けては会費収入等の施策を踏まえ、引き続き準備委員会を続けていく。

また、厚労省保険局高齢者医療課からもフレイル介護予防の保険事業としての実施資料等の情報提供を受けている。それらを踏まえ、具体的な実施策に向け、厚労省と確認しながら進める。

7、法改正に向けた対応

- ウェブサイトの法的見直し
- 開設者の許認可性
- 顎脱臼の医師同意の限定解除

(総務部長 三橋裕之)

政策部

令和2年度政策部活動方針は、次の2事業を推進するため、関係機関等と緊密な連携をはかり取り組むこととする。

1、柔道整復師が行うフレイル事業について

人は年を取ると段々体の力が弱くなり、外出する機会が減り、病気にならないまでも手助けや介護が必要となる。このように心と体が弱く(虚弱)なっている方々の健康長寿を目指し、我々柔道整復師がフレイル対策に取り組むこととする。

方針としては地域において住民の健康相談、運動指導、体力増進などのアドバイスを通じてフレイル予防を含めた日々の地域の医療・介護等の分野で活躍することを挙げる。

(1) 超高齢化社会に対応した計画

2025年問題を見据え、75歳以上の方々にフレイル検診・運動機能評価を導入する。その必要なデータをデータベースで各関係機関に提供する。

(2) 健康教室等の推進

各地の柔道整復師が、その地域の実情に応じた体力増進、介護予防、転倒防止などの教室を公民館や保健センターといった場所を利用して開催する。(必ずフレイル問診・運動機能評価を実施)

(3) 機能訓練指導員認定柔道整復師の派遣

市区町村では、リハビリ専門職(PT・OT)を確保するのに苦慮している。そこで、柔道整復師を効果的に活用(派遣)してもらう。

(4) 在宅医療・在宅リハの支援

在宅医療・在宅リハを支援する医療機関が不足しているため、柔道整復師が家庭を訪問し個別に機能訓練を実施する(多種職連携)。

2、日整会員へのマイナンバーカードの取得の促進について

昨年6月4日の「デジタル・ガバメント閣僚会議」において、令和3年3月末日からマイナンバ

ーカードの健康保険証利用の運用が開始されることが決まった。令和4年度中には概ね全ての医療機関での利用環境の整備を目指すこととされた。

(1) マイナンバーカードの普及

一般市民のほとんどが令和4年度中に保有することを想定して普及を進めていくこととされた。また、国家公務員および地方公務員(都道府県職員、市町村職員)には被扶養者を含め本年度内(3月31日)までの一斉取得が推進された。

(2) 日整の対応

マイナンバーカードの普及に伴い、将来的には現行の紙の保険証が必要なくなることも想定される。我々柔道整復師は、インターネットなどオンラインの環境整備が整っていないという理由から、この構想の対象外となっている。

仮に、このような状況が続くと患者がマイナンバーカードを窓口で提示しても利用できない状況が予想され、患者に不便をきたすこととなるだろう。

構想の対象外であることも放置できないが、医療業界に携わる団体として、日整会員は行政機関等からマイナンバーカードの普及に係る要請を受ける前に、速やかにカードを取得するよう促す必要があると考える。

その実行は、これからの国との折衝の際などにおいても、一つのカードとして使えるものと考え

(政策部長 市川善章)

財務部

●入会時期によって会費の変動を検討 総会議案に上程

2020東京オリンピック・パラリンピックは開催が延期となったが、高度成長期の真っ只中であった前回1964年の開催とはだいぶ社会状況は異なっている。人口減少、超高齢社会、本格化するデジタル社会の中のもとに行われる今大会の成功を願い、財務部としても勤しみたいと考える。

令和は社会が急速なイノベーションにより変化を遂げる時代になるだろう。我が業界が緊急の課題として取り組むべきものとして、デジタル社会への対応が考えられる。令和4年度から本格運用が予定されるマイナンバーカードによる保険証のIT化もその一つである。

財務部では、将来的に持続可能な財政運営を目指した財務力を保つべく、引き続き財務安定に向けた取り組みを目指す。その柱として推し進めるのは歳出改革と会員増による財政適正化計画だ。

本年度はその新たな取り組みとして、新規入会者は入会時期によって、右表のように年会費納入額を変更することを検討している。

これまでの傾向として、入会希望がありながら年度後半にはためらうケースが多い。どの時期での入会でも年会費は満額の2万円を納入する規定だったことがその理由として考えられる。特に1～3月の入会者は、納入1～2カ月後に、次年度分の同額納入がさらに発生していた。

新規事業開設者においては、少しでも金銭的負担の少ない団体への入会を望み、甘言に乗り他団体に流れる者もあると聞く。また、既存の会員においても、自身が後継者に代替わり（経営を譲渡）などする場合、後継者の入会を税制面から1月にと考えることが多い。

6月の通常総会で承認を得たのち、次年度よりこの段階納入方法も取り入れて入会者増をはかり、安定した財務基盤を築きたいと考える。

令和2年度予算は、事業活動収入計3億2,830万円、事業活動支出計3億5,372万8,000円と、事業活動ベースではマイナス2,542万8,000円となっている。

ただ2020東京オリパラ対応を中心とした令和2年度限りの支出部分によって赤字が出ている点や、柔道大会等の中止に伴い、今年度は例年より多くの繰越金が見込まれるため、それを充当することで各部からの申請通りの予算とした。

新規入会者の年会費分割納入案

入会時期	金額（初年度）
4月1日～6月30日	2万円
7月1日～9月30日	1万5,000円
10月1日～12月31日	1万円
1月1日～3月31日	5,000円

（財務部長 石原誠）

保険部

1、料金改定への対応について

過去20年間、慣例として医科の2分の1で改定されてきた経緯があるが、平成24～29年の6年間の累積では614億円ほどの減額となった。平成22年以降の適正化による付帯事項、並びに個人契約における請求代行業の台頭、不正請求による社会的風評等が大きな要因であると考えられる。

令和2年の料金改定はこれらを鑑み、真面目に施術を行っている柔道整復師のためにも、今後一切の付帯事項を付けることなく技術の再評価を強く要望し、医科と同程度の0.55%の改定要求を行った。

2、オンライン資格確認システムへの対応

会員にマイナンバーカードを取得させることなく、施術所に「オンライン資格確認システム」を導入した場合のメリット、デメリットは、以下のものが考えられる。

(1) システム導入のメリット

①マイナンバーカード等を来院ごとに読取機にかけて資格確認をすることにより、患者の資格喪失等による請求先誤りの解消がはかれる。

②保険者からの「申請書への毎回署名」の要請を退けられる。

(2) 導入のデメリットと課題

①ICチップ読取機の設置など、オンライン資格確認を行うための環境構築費用の負担。一部は国の補助金が期待できるものの、施術所の持ち出しとなるおそれがある。

②来院ごとのマイナンバーカード等の確認が義務付けされる流れとなる危惧がある。

③申請書への患者署名は、民法上の委任行為を成立させるための

構成要件の一つであるから、現行の受領委任の仕組みである限り、たとえ当システムを導入しても署名の省略は不可能と考える。

④施術所の診察カード確認と二重の手間となる。

⑤患者がマイナンバーカード不携帯の際、受療ができなくなるおそれがある。

⑥⑤から生じる患者の柔整離れの不安。

⑦施術所と審査支払機関との間のオンラインが構築されることにより、施術所から審査支払機関への情報の直接提出に発展するおそれがある。

3、保険者の不適切な患者照会への対策

(1) 保険者の不適切な患者照会等について、平成30年5月24日付の厚労省4課事務連絡において適正化を図ったところであり、各社団会長に対し、令和元年12月9日付で改めて不適切事例にかかわる積極的な対応を文書で依頼した。

しかし令和2年3月中旬現在、各社団から1,000件余の不適切事例が報告されているものの、厚労省の指導は適切に行われていない。

(2) 今後は、厚労省との定例打ち合わせ等を通じ、保険者に対する徹底した指導を求めていく。

過去の療養費料金改定について

(参考) 平成10年以降の改定率

(単位: %)

改定年月(医科)	医科	改定年月(療養費)	柔道整復	あん摩マッサージ	はり・きゅう
平成10年4月	1.5	平成10年7月	0.8	0.6	0.7
平成12年4月	2.0	平成12年6月	1.1	0.9	1.0
平成14年4月	△1.3	平成14年6月	△0.65	△0.65	△0.65
平成16年4月	0.0	平成16年6月	0.0	0.0	0.0
平成18年4月	△1.5	平成18年6月	△0.75	△0.75	△0.75
平成20年4月	0.42	平成20年6月	0.21	0.21	0.21
平成22年4月	1.74 (外来0.31)	平成22年6月	0.0	0.15	0.15
平成24年4月	1.55	平成25年5月	0.0	0.0	0.0
平成26年4月	(消費税分1.36)	平成26年4月	0.68	0.68	0.68
平成28年4月	0.56	平成28年10月	0.28	0.28	0.28
平成30年4月	0.63	平成30年6月	0.32	0.32	0.32
令和元年10月	(消費税分0.88)	令和元年10月	0.44	0.44	0.44
令和2年4月	0.53				

(注) 平成26年及び令和元年は消費税引き上げに伴う改定であり、医科欄の改定率は診療報酬全体改定率である。

出典: 厚生労働省ホームページより

(保険部長 伊藤宣人)

事業運営部

1、日整全国柔道大会について

台風19号の本土直撃により、昨年10月14日に講道館にて開催予定であった第28回日整全国少年柔道大会、第9回日整全国少年形競技大会、第43回日整全国柔道大会、令和元年全国柔道整復師高段者大会の4大会が中止決定となった。

今年度の大会については、開期が来年に変更された2020東京オリンピック・パラリンピックの当初の日程との兼ね合いから、講道館で開催されるこれらの大会も開催日変更を余儀なくされることとなった。

また、本年度は新型コロナウイルス感染の影響で各柔道ブロック・全国社団においては予選選考大会の延期やスケジュール等の変更を余儀なくされているのが実情だ。選手選考は難渋をきたすのではないかと考えられるが、各柔道ブロック・全国社団での調整で、この国難を乗り切っていただくことを願う。

2、2020東京オリパラについて

今夏に開催予定であった2020東京オリンピック・パラリンピック期間に、(財)講道館国際部と日整が協働し、講道館2階に「おもてなしコーナー」を特設することを決定した。開催は延期となったが、その方針は継続される。これは各国参加選手や関係者を対象に、柔整マッサージやテーピングの巻き替えなどを行うボランティアケアサポートのコーナーだ。

施術目的ではなく、あくまでも「憩とおもてなしの場」として、公式練習会場外で、選手たちの自由時間に利用してもらうことを目的としている。

こうした場の提供によって、各国の選手が戦いの場で最高のパフォーマンスを発揮できる支援を行うことができ、さらに日本の伝統医療である柔道整復術の国際的な認知度を高めることも期待できる。

ボランティアスタッフには、東京都柔道整復師会会員を中心に、近県の柔道整復師会会員有志に担当をお願いしたい。嘉納師範の訓えでもある「精力善用」「自他共栄」を柔道整復師が講道館から世界に発信するためにも、会員の理解と協力を仰いでいく予定である。

3、被災者健康支援連絡協議会について

令和元年10月29日、日医会館にて厚生労働省・文部科学省・日本医師会はじめ18医療支援団体として協議会に参加。10月に発生した台風19号の日整と宮城県柔道整復師会の支援活動と災害現場における問題点を報告。令和2年2月5日、防災訓練(災害時情報通信訓練)、南海地震想定訓練に参加した。今後も積極的に柔道整復師が医療支援団体として災害現場で活躍できるよう継続して努力したい。

4、全日本柔道連盟医科学委員会について

医科学委員会では社会問題ともなっている柔道の練習中や試合における頭部・頸部重大事故を医科学的見地から撲滅を目指している。全柔連の指導は試合会場で発生した外傷は医師が判断・治療を行い、柔道整復師は指示により搬送等の補助が役目と考えている。事故撲滅と柔道発展のために全国の柔道整復師のご理解ご協力を切にお願いしたい。

(事業運営部長 豊嶋良一)

渉外部

今年度の重点活動として、日整が取り組む最新の事業活動を、会員のみならず学生も含め内外に広く配信することを挙げる。

特に「匠の技 伝承」プロジェクトの10年計画について、一層の周知・啓発を図る。
そのための対応策を下記にまとめる。

1、3種のツール（広報誌・日整トピック・ホームページ）の有効活用

(1) 広報誌掲載内容の充実を図る。

①新連載企画を検討する。

②取材等を通して、掲載記事の臨場感を会員に与える。

(2) ニュースレター（日整トピック、各種最新情報）の配信登録の促進。

①広報誌・ホームページ等で配信登録依頼を積極的に実施する（本号1ページを参照）。

(3) ホームページ(特に一般向け)の内容を精査し、日整と柔道整復師のアピール力を上げる。

①ホームページに、学生向けも含め情報の全てを集約させ、掲載内容の充実を図る。

②各社団のホームページと連動し情報共有する。

2、諸外国における柔道整復術普及活動の推進

(1) ベトナムにおける普及事業の本格実施に対応（下記参照）。

(2) モンゴル国における柔道整復術普及状況の確認と検証(下記参照)。

3、業界説明会の内容の見直し

(1) 総務部と連携し、より効果の高い業界説明会を行い、日整への加入促進を図る。

(2) 業界説明会のコンセプト再考、学生の関心を高めるような情報収集を実施。

「JICA草の根協力事業」に関する活動予定

2～3月 JICAと契約を締結

3～5月 2021年に実施予定の日本研修時の施術所、医療機関を選出
研修員(ベトナム人医師)の履歴書の確認

6月 ベトナムにおいて2021年実施予定の日本研修の研修員(ベトナム人医師)の選出とベトナム政府および医師、医療従事者に対する柔道整復術の講演実施

9月～ 柔道整復術テキストの作成開始(指導内容の精査、ベトナム語への翻訳)

モンゴル国のJICA事業終了後の状況報告

日整におけるJICA事業終了後の研修員5名の現在の状況は、中心者であったツブシン氏が医師資格を取得し、柔道整復術を普及する活動とスポーツメディカル協会を立ち上げた。現在、幅広く啓蒙活動を行っている。その他4名は地方の病院に勤務し、柔道整復術を生かした治療を行っている。

なお、特に地方に勤務する多くの医師が、継続的な講習会の開催を望んでいる。

(渉外部長 富永敬二)

学術教育部

1、「匠の技 伝承」プロジェクト 柔道整復術の継承

(1) 柔道整復術の継承

2019年度から、柔道整復術公認100周年記念事業として「匠の技 伝承」プロジェクトをスタートした。初年度はオープニング開催として、東京開催6回、地域開催2回を計画したが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、急遽後半2回分の講座が中止された。

今年度からは、14ページから掲載のとおり、今後10年間をかけて日整会員施術所ガイドラインを確立させ、「いつでも どこでも 誰もが」良質で同質な柔道整復術を日整会員施術所で受けられる環境整備を行うと同時に「柔道整復治療の根幹である骨折・脱臼の整復・固定」の匠の整復技術の継承に全力で取り組む。

(2) 超音波画像観察装置の普及と技術向上

施術における診立ては、問診、視診、触診、徒手検査などをベースに、超音波画像観察装置で患部の状態を確認して治療の一助とする。これは整復・固定後の確認、治療過程時の確認に使用する。超音波画像観察装置の使用は現在の柔道整復師の立場からは患者への説明が目的ではなく、治療を遂行する中での施術に適する、適さないを的確に視認し、柔道整復師が施術に関わる判断の参考とするものであり、あくまでも「患者安全」の確保のためのものとの認識が必要だ。

また、超音波画像観察装置が医療機器の認証を得るには、人体の安全性の担保と計測精度、品質保証が確保されていなければならない。万が一にでも、承認を得ていない超音波画像観察装置を使用することがあれば、それは違法行為となる。超音波画像観察装置を取扱う販売業者も「薬機法」に沿った取扱いを行うことが求められている。

「匠の技 伝承」プロジェクトでは、骨折・脱臼の匠の技に加え、この患者安全確保のための超音

波画像観察装置の「匠の技」も指導していく。数年後には日整会員施術所には100%超音波画像観察装置は常備されていることが目標だ。

2、日整学術大会

2020年度は開催を中止。

2021年度は5地区(東北、関東、北信越、大阪、中国地区)で開催を予定。詳細については内容が決まり次第追って報告する。

3、日整会長学術賞

今年度は、日整会長学術賞は磯谷充律会員(富山県)、近森清会員(大阪府)の2名の会員が受賞。今後も日々柔道整復学に研鑽され、本会の最高荣誉の帰一学術賞を目指していただきたい。

(学術教育部長 長尾淳彦)

匠の技 伝承 プロジェクト

第5回 講座レポート

1月12日(日)、東京都柔道整復師会館(文京区)において、公益社団法人日本柔道整復師会主催「匠の技 伝承」プロジェクト第5回講座が開催された。今回のテーマは「下腿骨外果骨折」。定員50名の枠は全国各地から参集した受講者で満席となった。

テーマ 下腿骨外果骨折の整復・固定

講師

日整学術参与
山口登一郎氏
日整学術教育部員
佐藤和伸氏

座学要旨

(材料協賛：ダイヤ工業株式会社)

山口登一郎氏による座学は「柔道整復師にとって最も重要なのは、怪我を診て触れて、どういう状態かを判断すること」との前置きに始まり、外果骨折の鑑別方法から解説が開始された。「外果の周囲に腫れが出現する。足関節捻挫の場合も腫れるが、その場合は前距腓靭帯、踵腓靭帯、後距腓靭帯に圧痛がある。骨の後ろの部分に圧痛がある場合には外果骨折を疑う。患者を座らせた状態で下腿部を把持・固定し、足部を外旋させた場合に痛みが生じれば陽性である(Kleiger test＝外旋ストレステスト)」と説明。外果骨折のひとり整復法やキャストライトを用いた固定法について動画で詳細に解説した。

さらに、患者の不利益とならないためにも「治療経過が明確に説明できる超音波画像観察装置による観察の併用も勧める」と説明した。

外果骨折の有無はもちろん、それに伴う内側支持機構の確認も肝要だと力説した。「内側機構に異常がある場合には脱臼等の可能性があるので注意する。また、超音波はレントゲン以上に仮骨の

出現の状態もよく観察できる」として、自ら実演しながら丁寧に解説した。

そのほか「整復時に患者が低血糖になり貧血を起こした場合に備えて、飴などを常備しておくことよい。受診時に服用している薬の影響で通常よりも腫れが大きく出ることもあるため、服薬の状況も把握し施術録に記載しておくこと」などと教示。患者に対しての細やかな配慮も、柔道整復師にとって非常に大切であることを再認識させられる講義であった。

実技要旨

実技では1グループ10名程度に分かれ、クラーメル副子を使った固定具の作成から外果骨折の整復・固定までが行われた。

山口氏は「健側の脚でクラーメルを患部の長さに合わせて切断する。その際の長さは絶対に膝窩にかからないように気をつける。切断したクラーメルに新聞紙を無造作に巻くのではなく、2枚を

講師の山口登一郎氏





- 1 骨折箇所の図示説明
- 2 包帯固定の注意点をわかりやすく説明する
- 3 超音波画像観察装置による固定後の整復確認
- 4 外果脚の描出と解説を行う佐藤氏



斜めにずらして巻く。その上からクラーメルの両端を覆うように縦方向に包帯を巻いた後、横方向に折り返して少しテンションをかけながら螺旋状に全体を均等のテンションを保ちながら巻いていく。上下の角になる部分は二重に巻くこと」と説明。「作成したクラーメルを患者に合わせて採型し、鋭角な部分があれば皮膚に当たった際に痛みが生じてしまうので、できるだけ脚の型に合わせるように滑らかにする。足底アーチの部分は曲げてでもいいが、綿を足底に合わせて当てた方がより機能的であり予後もいい。足関節は自然角程度で固定する。最近はキャストライトを直接巻いてしまう人がいるが、腫脹が消退した際にキャストライトと患肢の間にすきまができてしまい、再転位を招く一つの要因となってしまうのでクラーメル副子を利用したほうがよい」など患者の目線に立った助言を随所に盛り込んだ解説も行われた。

その後、外果骨折の整復・固定法として「腹臥位にした患者の膝関節を90度屈曲させ、大腿部下端にタオルを乗せる。タオル両端を術者が足で患肢が動揺しないように固定し、手掌部を患部に当て、ゆっくりと末梢方向に牽引する。持続牽引しながら少し内反させ、手掌で直圧を加える」と指導した。このように整復すると、母指で圧迫する方法よりも患者の痛みに対する負担が少なく済む。

固定時は「患部の状態把握のために包帯が外果

にかからないように気をつけ、患部にクラーメル副子を当て下腿の上端部と下端部を固定する。ここでカナルシートの凹凸面が患部に当たるように外果に装着する。カナルシートには凹凸があるため、血流の循環が確保でき、腫脹の消退効果を促進できる。その後、三裂包帯で適度に圧迫しながら固定する」とした。固定後は循環確保の確認を必ず行うことなどの注意もしつつ、一つひとつの動作を補足説明を加えながら解説した。

超音波観察装置による観察

(協力：株式会社エス・エス・ビー)

超音波観察装置の実技では、参加者が5グループに分かれ、互いを患者役・施術者役として足関節の観察を行った。講師の佐藤氏は各グループを回りながら、取扱いに不慣れな参加者にも理解ができるわかりやすい的確なアドバイスを行った。

前距腓部の観察では「前距腓部にプローブを当てると、前距腓靭帯とその左側には腓骨、右側には距骨が出てくる。踵を第2～5指で把握し、第1指でストレスを加えて動的観察を行う」と説明。また「痩せ型の場合はプローブとの距離が近く見づらいため、エコーゼリーを厚めに塗ると皮膚から骨までの距離が稼げて観察しやすくなる。運動器観察の場合、ゼリーはハードタイプを使うとよい」などを教示した。

2020年度以降の

「匠の技 伝承」プロジェクトについて

改めてその目的と趣旨を伝えたい

患者さんである国民が「いつでも どこでも 誰もが」良質で同質な柔道整復術を日整会員施術所で受けられる環境整備を行う目的で「匠の技 伝承」プロジェクトは「柔道整復術公認100周年記念事業」として肝いりで立ち上がりました。

1920年に柔道整復術が公認された背景には、柔道整復師という職業に対して「骨折・脱臼の整復固定治療ができる」「きちんと治療する」「不正をしない」という信用と信頼があったからです。このプロジェクトは、昨今の状況を鑑み、時代の変化に対応するべきところは対応しながらも、そうした柔道整復師としての原点回帰をすべき時期に来ているとの判断から立ち上がりました。

柔道整復療養費における算定施術範囲は「骨折」「不全骨折」「脱臼」「打撲」「捻挫」「挫傷」です。施術の算定の内容も「整復料・固定料・施療料」

「後療料」「冷罨法料」「温罨法料」「電療料」で温罨法における受傷の日からの待機期間以外特段の制約や決まりがありません。

柔道整復の主たる技術、整復、固定、施療、後療、罨法、電療のすべてに支給基準上のガイドライン的指標がありません。長年、各施術所が独自の経験を通して治療を行ってきました。もちろん、各々の持つオリジナリティや特徴を否定するつもりはありませんし、画一に統一することはできないでしょう。しかし、冒頭でお伝えしたように、「いつでも どこでも 誰もが」良質で同質な柔道整復術を受けられるように環境整備を行うことが目的です。

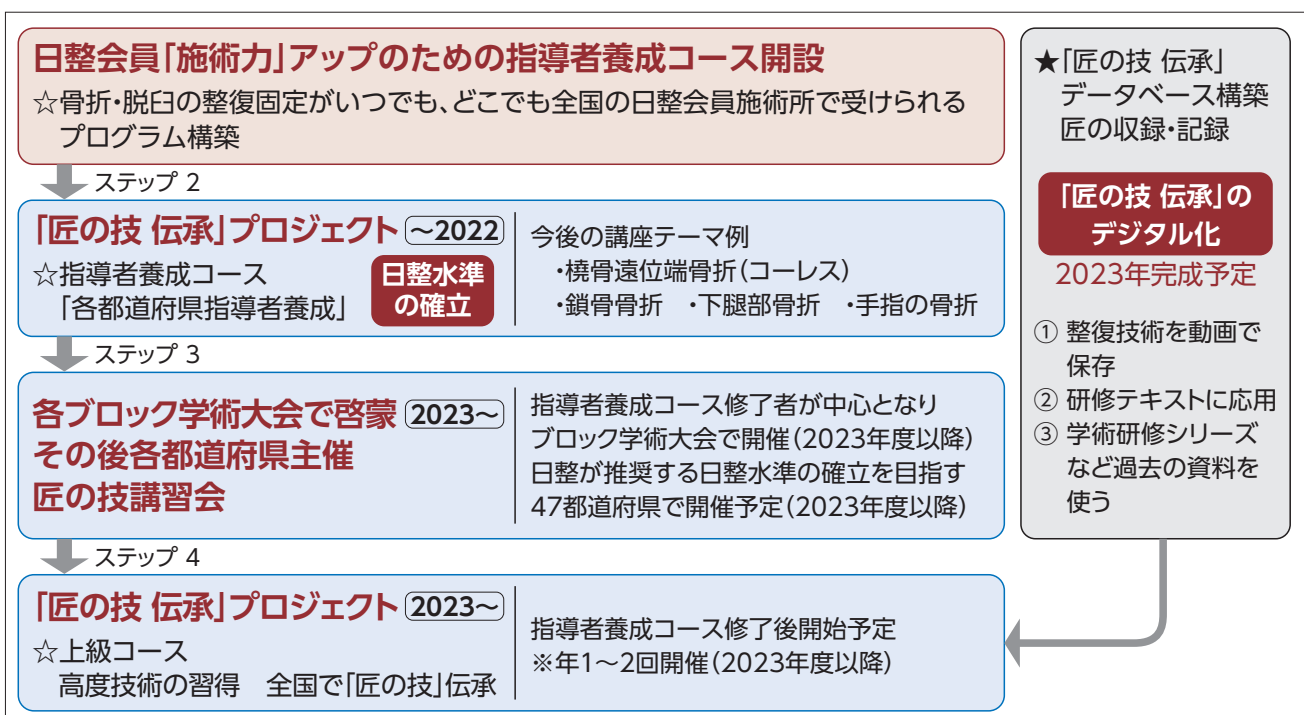
そのためには、

診立て⇒評価⇒治療プラン⇒実行⇒治療（診察）（診断）

というプロセスを経なければなりません。

例えば足関節捻挫（前距腓靭帯損傷Ⅰ度）という

図1 「匠の技 伝承」プロジェクト 2020年度以降事業概要



診立てと評価が行われたら、「〇〇などの治療を行うことにより、疼痛緩和や腫脹軽減におおよそ〇日、体重を掛けられるのはおおよそ〇日、再発防止のための運動療法を行い現場復帰にはおおよそ〇日を目安とする」といったガイドラインが必要です。支給基準上の整復、固定、施療、後療、電法、電療をどのように有効に活用し治癒に導くかを「見える化」することが良質で同質な柔道整復術を提供できる基本なのです。

「匠の技 伝承」プロジェクトでは、日常よく遭遇する「顎関節の脱臼」「肩甲上腕関節前方脱臼」「肘内障」「手・足指の脱臼」「鎖骨骨折」「橈骨遠位端骨折」「下腿骨骨折」「手・足指の骨折」などを完璧に行えるようにするのが目的です。これらは、接骨院で正しい診立てと整復・固定を行えば、非観血的・保存的に良好に治癒に導けます。

にもかかわらず、骨折・脱臼の患者さんを見送ることもなく、「病院に行ってください」と促すような、骨折・脱臼の整復固定の臨床経験のない柔道整復師が増えています。接骨院に骨折・脱臼患者が来ないから出来ない、骨折・脱臼の整復・固定が出来ないから患者さんが来ない、という負の連鎖を断ち切るためにも「柔道整復治療の根幹である骨折・脱臼の整復・固定」は継承していかなければなりません。

データベース化とガイドラインの作成

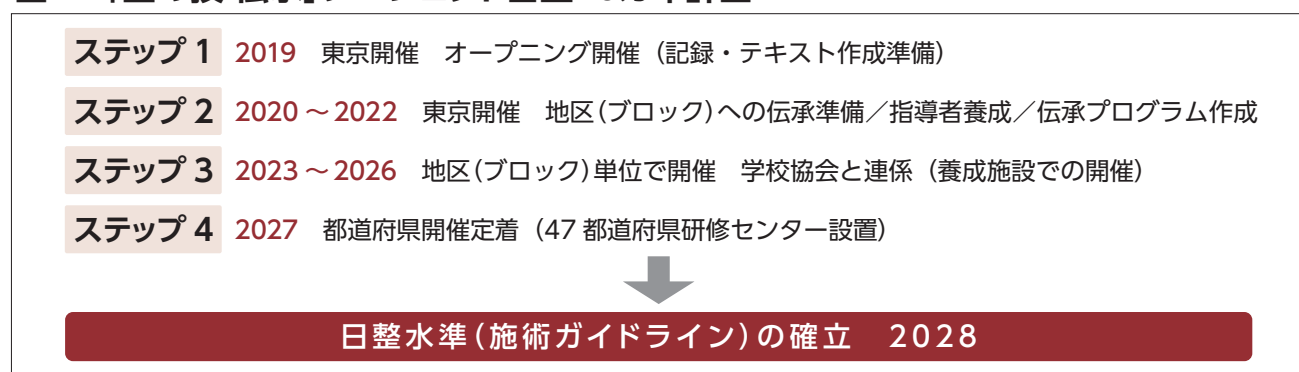
図1、2で示すように、2019～22年度までの当講座講師の整復固定技術を動画で収録し、研修用テキストなどを「匠の技 伝承」データベースとして構築する予定です。都道府県の研修資料を作成します。また2020年度から「各都道府県指導者養成」を行います。各都道府県会長推薦47名の指導者候補に年8回(科目4講座+4確認講座)を開催し、整復固定技術を伝承します。

この「匠の技 伝承」講座では、どこがどのように折れ、外れ、どれだけ悪いのかを理解し「匠」が行う整復・固定のポイントなど、まさに「匠の講座の現場でなければ伝わらない」技の体得を行います。

また、2020～22年度の3年間で指導者を育成し、その指導者により次の4年間、23～26年度はブロックや都道府県単位での「匠の技 伝承」講座を開催します。2027年度以降は、都道府県開催が定着し全国の日整会員施術所で「日整施術ガイドライン」に沿った良質で同質な柔道整復術が受けられる環境が整備されていくでしょう。整形外科医院にレントゲン機器がないところがないように、将来、日整会員の施術所には100%超音波画像観察装置が常備されていることを目的としています。

(学術教育部長 長尾淳彦)

図2 「匠の技 伝承」プロジェクト日整10カ年計画



今年度開催を予定していましたが、「匠の技 伝承」プロジェクトは開催を中止しました。
(今年度開催予定の講座は2021年度に実施予定です。)

日整前会長・萩原正先生 お別れの会しめやかに

かねてより病氣療養中の日整前会長・萩原正先生が、昨年12月23日に88歳の生涯を閉じられた。今年2月11日に執り行われた「お別れ会」の様子を報告する。



在りし日の萩原先生



多くの参列者が故人を偲んだ



追想する栃木柔整の片岡会長

●全国から多数の参列者

地元栃木県で行われた「お別れ会」には、工藤鉄男日整会長をはじめ、全国から日整会員と業界関係者など多くの人々が参列し、故人の日整および栃木県柔道整復師会における多大な功績を偲び、献花した。

萩原先生は、平成17年6月から4期8年にわたる日整会長時代、業界の発展に尽くし、大きな業績を残されている。介護保険分野へ機能訓練指導員として柔道整復師の参画、柔道整復師の資格試験から国家試験への移行、一般社団法人から公益社団法人への移行、日整会費の減額、日整会館別館の購入など、それらは枚挙にいとまがない。

会は黙祷に始まり、お別れの言葉が送られ、業界の歴史に足跡を残された故人への思いが語られた。栃木県柔道整復師会の片岡祥二会長は、数多くの功績と経歴に触れ、「柔道整復術公認に尽力された故人の父、七郎先生の遺志を継ぎ業界の発展に全精力を注がれました」と追想された。

また工藤会長は、生前の功績に感謝を捧げ、未

来を思う同志として、昨年行われた柔道整復術公認100周年の記念式典を挙行了たことを改めて報告。先達が命を懸けて守った柔道整復術を未来も守りぬくことを誓った(次ページに全文掲載)。

栃木県知事の福田富一氏、地元衆議院議員の船田元氏、参議院議員の武見敬三氏、日本柔道整復接骨医学会会長の櫻井康司氏、福島整形外科病院院長の福嶋稔氏、群馬県柔道整復師協同組合理事長の櫻井弘氏、門下生代表の筒井寛幸氏ら所縁の深い方々が、温厚篤実な人柄を偲び追悼の意を表された。

<萩原正先生の略歴>

昭和6年9月10日	萩原七郎氏の四男として生まれる
30年3月	日本高等整復学校(現：大阪行岡医療専門学校長柄校)卒業
6月	柔道整復師免許取得
36年7月	栃木県矢板市に萩原整骨院を開設
56年12月	社団法人栃木県柔道整復師会理事を務める
平成3年5月	社団法人栃木県柔道整復師会会長に就任
6月	社団法人日本柔道整復師会代議員を務める
7年6月	社団法人日本柔道整復師会理事を務める
15年3月	労災補償行政関係功労にて厚生労働大臣表彰を受賞
17年6月	社団法人日本柔道整復師会会長に就任
21年11月	旭日小綬章を受章
27年6月	公益社団法人栃木県柔道整復師会名誉会長に就任

◆ 工藤会長 追悼の辞 ◆

追悼を捧げる日整・工藤会長



故萩原正先生のお別れの会を執り行うにあたり、公益社団法人日本柔道整復師会を代表し、謹んで哀悼の誠を捧げます。

萩原正先生が亡くなられてから、早や49日、時間が経つのは早いものですね。

突然の訃報を知らされて、いまだに信じ得ない気持ちでいっぱいです。萩原先生、貴方との思い出を語るには、余りにも時間が足りません。ともに業界の未来を思い『柔道整復師のために』東奔西走した者同士の誓いの言葉として先生が天国に旅立つ前に一言思いを語らせてください。

令和元年、日本柔道整復師会は法人設立65周年と併せ、柔道整復術公認100周年の記念式典を挙行いたしました。私は式典の中で先達が命を懸けて守った柔道整復術を未来も守りぬくことをお誓いし、さらに今後、我々の伝承の櫓を次代の柔道整復師に繋ぐために、鉄心石腸の覚悟を持って業界のために尽くすことをお約束いたしました。

思い返せば、柔道整復の歴史は、何度か閉ざされようとした危機的時代がありました。その最初の危機は明治の医制改革による事実上の接骨の禁止令でありました。この厳しい禁止令の中、接骨業の窮状を憂いた講道館嘉納師範と柔道整復術復活に立ちあがり、自ら先頭に立ち全国に運動を広げ行動を起こし成し遂げたのが先生のお父上の萩原七郎先生であります。先達諸兄が結成した柔道接骨術公認期成会の長きにわたる不退転の活動が結実して、見事に大正9年(1920)柔道整復術公認を獲得し、今日ある100年の土台を築いていただきました。

この偉業を後世に伝えるべく、大正10年(1921)にはこの功績を記念して茨城県の村松山虚空蔵尊(むらまつさん こくう ぞうそん)の境内に「柔道整復術公認記念碑」が建立されました。その記念碑の写真と碑文は日整の玄関にも掲げてあり、日々日整での執務に付く際には眺めています。平成20年の3月には先生とご一緒に、この記念碑のご供養に赴いて業界のお話をしたことが今も走馬灯のように頭を巡ります。

まさに我が業界の魂ともいえる「柔道整復術公認の記念碑」であり、萩原七郎先生はじめ 先達の方々の力をいただくパワースポットのような写真です。

きっと萩原先生も眺めながら先達の熱き力をいただいたことでしょう。

しかしながら先生が会長にご在任時は、日本全体が時代の変遷を受け、高度成長経済も陰りを見せ、平成不況へと進み、それに追い討ちを掛けるように規制緩和という嵐の中、業界では個人契約者の誕生、柔整学校定員1050名枠撤廃による柔道整復師の増加、施術所乱立による会員の疲弊など問題山積の時代であり、大変な思いをされたことと思います。

柔道整復の神髄とは利他の精神を重んじ、怪我で悩んでいる人にはそっと手を差し延べ、患者の不安をぬぐいさり、施術とともに心の傷まで癒すことではないでしょうか。日本国民の皆様には安心と安全を与えられることができる誇れる仕事です。

最後になりましたが萩原正先生にお誓いいたします。

令和に引き継がれた魂の櫓を、これからの100年未来に向かって、柔道整復師の台木に社会変化に背かず次世代の社会保障の中で活躍する柔道整復師という接ぎ木をして、もっと業界が太くて安心出来るよう鉄心石腸、私たちは次世代の人たちのために堅固な制度を確立してまいりますので安心してゆっくりお休みください。

在りし日の温容を仰ぎつつ、ご生前の数々の業績に衷心より感謝を申し上げ、お別れの言葉といたします。

(報告 日整渉外部)

*次ページに追悼記事掲載

◆ 追悼記事 ◆ 故萩原正先生を偲んで

令和元年10月22日、宮中では即位の礼正殿の儀が行われていた。小雨の降るお茶の水駅周辺でも警察車両があちこちに停車して物々しい景観である。

江戸城の外堀を渡り、スマホの地図アプリを照らし合わせながら順天堂医院を目指す。入院療養中の前日整会長萩原正先生の見舞いのためだ。最上階のナースセンターで受付をすると看護師が部屋まで案内してくれた。

部屋に入ると先生は私に気づき、いつもの笑顔を見せてくれた。一時は「あと数日かも…」と聞いていたが、思いのほか調子良さそうなので安心した。

最初のか細い声で世間話などをしていたが、柔整業界の話題になるにつれ、声が大きくなり熱をおびてきて、柔整師の将来を憂い、日整のあり方をいまだに心配していることが強く伝わってきた。「ここはこうするべきだ」「なぜ、こうしない？」などと、師の話は尽きない。しかも思わぬ方向から飛んでくる。

齢88の老翁は、どこからこのエネルギーとアイデアがでてくるのだろうと、見舞った方が勇気づけられる。まさに業界の巨人だ。

20～30分ほどいただろうか、これ以上の在室はお体に障るだろうからお暇させてもらった。

開業当時、支部のコンペに誘われたときから先生は「ゴルフの師」でもあった。他の支部に入会していたらいまだにゴルフとは無縁だったかもしれない。

その巨人ぶりはゴル

フでも発揮された。とんでもない方向に飛んだティショットが木にあたって跳ね返り、そのままカップインするというミラクルホールインワン。それも「日整親善ゴルフ大会」での出来事だ。また、最後の出場となった平成29年の同ゴルフ大会は地元「栃木県」が優勝、その日は偶然にも師の誕生日でもあった。「持っている人」とはこういう人を指すのだろうとつくづく実感した。

追記

12月24日、萩原先生逝去の一報が入った翌日、郵便受けに一通のハガキが届いた。宛名は見覚えのある筆跡だった。差出人は「萩原正」。義姉の喪中のため新年のあいさつを失礼するというものだ。消印は12月23日、亡くなる前日に書いたものと思われる。

「正月は一時帰宅して、矢板で過ごす」と言っただけに、急な旅立ちとなってしまったが、親子2代にわたり、柔整業界をけん引し、情熱を注ぎ走り抜けてきた人生に悔いはないといえるだろう。

萩原正先生、お疲れさまでした。ゆっくりお休みください。

(公社)栃木県柔道整復師会広報部長 小森照久



萩原先生を偲んで(平成29年第44回日整親善ゴルフ大会 栃木柔整4度目の団体優勝)

卒業おめでとう！ 令和元年度優等卒業生を表彰

コロナウイルス感染予防のため柔道整復師養成学校卒業式の中止が相次ぐ中、日整による優等卒業生への表彰状の贈呈は、例年通り行われた。令和元年度の表彰者は右表の通り。フレッシュな仲間たちのこれからの活躍を期待する。

学校名	優等生氏名	学校名	優等生氏名
北海道柔道整復専門学校	丸谷将吾	東海医療科学専門学校	木田永矩
北海道メディカル・スポーツ専門学校	春井聡史	名古屋医健スポーツ専門学校	細川英臣
日本工学院北海道専門学校	山下 豊	ルネス紅葉スポーツ柔整専門学校	梅原聡真
札幌スポーツ&メディカル専門学校	安田彩人	京都医健専門学校	居川 翔
盛岡医療福祉専門学校	中館智哉	関西医療学園専門学校	石井美緒
仙台接骨医療専門学校	板垣佑哉	大阪行岡医療専門学校長柄校	岩本弥己
赤門鍼灸柔整専門学校	齋藤喜喜迪	明治東洋医学院専門学校	水野真央
仙台医健・スポーツ&こども専門学校	國井千尋	履正社医療スポーツ専門学校	大喜太 舞
福島医療専門学校	ミニヤック 優文	近畿医療専門学校	松井委久子
前橋東洋医学専門学校	市橋彩奈	大阪医専	潮田博孝
育英メディカル専門学校	遠山裕士	大阪ハイテクノロジー専門学校	坂口翔太
大川学園医療福祉専門学校	吉田拓海	東洋医療専門学校	立入蒼大
呉竹医療専門学校	井出啓介	大阪府柔道整復師会専門学校	岩谷慧太郎
大宮医療専門学院	加藤千夏	朝日医療大学校	日野悠人
呉竹鍼灸柔整専門学校	菊池英明	IGL医療福祉専門学校	浅枝大我
横浜医療専門学校	益子 葵	朝日医療専門学校広島校	豊田 匠
日本柔道整復専門学校	山田直希	四国医療専門学校	安藤美鈴
東京柔道整復専門学校	横田麻衣	河原医療福祉専門学校	菅 智弘
東京医療専門学校	貝澤沙紀子	福岡医療専門学校	坂田尚悠
日本体育大学医療専門学校	吉田夏沙麻	福岡医健・スポーツ専門学校	楠本遥香
日本医学柔整鍼灸専門学校	栗田 康	福岡天神医療リハビリ専門学校	上田彰子
了徳寺学園医療専門学校	近藤郁也	九州医療スポーツ専門学校	松野友洋
中央医療学園専門学校	山岸健人	九州医療専門学校	福岡潤奈
日本工学院八王子専門学校	久郷 萌	大分医学技術専門学校	藤本弘樹
日本健康医療専門学校	遠藤友文	今村学園ライセンスアカデミー	中間 剛
関東柔道整復専門学校	内藤佑輝	鹿児島第一医療リハビリ専門学校	下西裕介
新宿医療専門学校	鹿島大誠	専門学校沖縄総合医療学院	大城圭伍
臨床福祉専門学校	岡野俊樹	専門学校琉球リハビリテーション学院	狩俣玲奈
北豊島医療専門学校	田代貴教	SOLA沖縄保健医療工学院	伊良波拓茉
首都医校	前野 元	帝京大学 宇都宮キャンパス	金井京太郎
アルファ医療福祉専門学校	笹野 駿	上武大学	小林優真
新潟柔整専門学校	佐藤博昭	帝京平成大学 千葉キャンパス	市川翔太
信州スポーツ医療福祉専門学校	石川朋樹	了徳寺大学	土川大貴
北信越柔整専門学校	中野雅之	帝京科学大学 東京西キャンパス	黒川泉美
専門学校浜松医療学院	佐藤比呂紀	帝京科学大学 千住キャンパス	高橋大騎
専門学校白寿医療学院	林 拓哉	帝京短期大学	佐久間 愛
静岡医療学園専門学校	勝又祐大	東京有明医療大学	土屋末歩
専門学校中央医療健康大学校	鈴木大賀	常葉大学 浜松キャンパス	大山武流
米田柔整専門学校	石神広基	明治国際医療大学	中村太一
中和医療専門学校	大石智恵	東亜大学	川崎健太郎

料金改定 6年連続の減収などを根拠に 診療報酬改定率と同程度の引き上げを要望 第16回柔道整復療養費検討専門委員会

厚生労働省社会保障審議会(医療保険部会)の第16回柔道整復療養費検討専門委員会が2月28日(金)、全国都市会館(東京・千代田区)にて開催された。その模様を報告する。



委員会の様子(上)と、日整の施術者代表委員(下)

根拠として、柔整療養費の改定率は過去20年間、診療報酬改定率の2分の1とされてきた経緯があるが、平成24年から29年までの6年間でマイナス614億円になっていることがある。この大きな要因は平成22年以降の適正化による付帯事項、並びに個人契約における請求代行業の台頭と不正請求による社会的風評などが考えられる、とした。

●付帯要求、断固として受け入れず

全国的に新型コロナウイルスの感染を警戒する中行われた柔道整復療養費検討専門委員会(以下、専門委員会)。今回は、2年に一度の柔道整復療養費(以下、柔整療養費)の料金改定と、専門委員会のこれまでの「議論の整理」に基づく諸課題について議論が尽くされた。日整からは三橋裕之総務部長、伊藤宣人保険部長、長尾淳彦学術教育部長ら3名が施術者代表委員として出席。令和2年度の料金改定について、診療報酬改定率と同程度の改定率の引き上げを強く求めた。また、真面目な柔道整復師にとって死活問題となるような保険者代表委員からの付帯要求などは断固として受け入れなかった。

●不正対策をめぐる議論の応酬

討議の経過を説明すると、最初に厚生労働省側(以下、事務局)から平成28年の専門委員会に取りまとめた「議論の整理」の各項目についての要点説明があり、この後に施術者側と保険者側とで療養費の不正請求問題の対策などをめぐる議論が展開された。

保険者代表委員からの提案による「支給申請書における負傷原因を1部位目から記載、患者が支給申請書内容を確認」などについて、施術者代表委員は「1部位から負傷原因を記載しても悪意ある柔道整復師は部位数に関わらず不正請求をしているので、不正防止策にはならない。柔道整復師

の事務負担が増えるのみ。患者さんへは市区町村から医療通知が送付され、金額等が示されている。我々の不正防止対策としては、公的柔道整復療養費審査会の権限強化により、請求内容に疑義がある施術管理者等を面接によって確認する取り組みの場が設置されつつあり、こちらを重要視すべき」と述べ、大きな枠で不正防止に努めることを強く主張した。

しかし、平成30年12月に厚生労働省から各審査会等に面接確認委員会を設置するよう示したが、なかなか実行されていないのが現状である。このことについて施術者代表委員は、「本来は厚生労働省が調査するべきところ、令和元年8月に日整が各審査会を通じてデータを出し、その後しばらく月日が経った現在、令和2年2月1日までの設置等について日整が再び同様な方法で調べた。その結果、全国健康保険協会（以下、協会けんぽ）の審査会については40カ所ある中、面接確認委員会はほとんど設置されている。その中で実際に面接を実施したのは20カ所である。国民健康保険団体連合会（以下、国保連）の審査会については、40カ所ある中で15カ所に設置されただけであり、設置割合は37.5%。その中で面接を実施した所は6カ所にとどまっている。このように全体として国保連の面接確認委員会の設置が立ち遅れている。今

後、協会けんぽと国保連は面接確認委員会設置の趣旨を踏まえ、積極的に実施するように」と促した。

このほか事務局側から提案された「明細書の中に負傷部位等を記載する」ことについて、施術者代表委員は「領収証と明細書は既に発行している。その中に施術部位を記入することは、個人情報に抵触するのではないか」と反論した。

昨年末に大阪で発生した接骨院グループの療養費詐取事件により、支給申請書の復委任の在り方について、今後の検討課題としてはどうか、という提案が保険者代表委員からあった。

料金改定 要望事項

- (1) 再検料の毎回算定
- (2) 冷電法の回数制限の撤廃
- (3) 電療料の算定要件から温電法前置の撤廃
- (4) 施術情報提供料、柔道整復運動後療料、固定料及び金属副子等加算を打撲、捻挫、挫傷にも拡大
- (5) 包帯交換料の新設
- (6) 患者に対する施術後の経過の確認とその記録、及び新たな施術後の日常生活等で留意すべき事項等のきめ細かな説明とその記録に対する評価として、指導管理料に相当する算定事項の新設

【専門委員会構成委員】

○有識者

遠藤久夫 国立社会保障
(座長) 人口問題研究所所長

新田秀樹 中央大学法学部教授
橋爪幸代 日本大学法学部准教授
釜苺 敏 日本医師会常任理事
松本光司 日本臨床整形外科学会
医療システム委員会委員長

○保険者等の意見を反映する者

高橋直人 全国健康保険協会理事
幸野庄司 健康保険組合連合会理事
村岡 晃 高知市健康福祉部長
中野 透 国民健康保険中央会常務理事

橋本幸夫 東京都後期高齢者医療広域連合保
険部保険課長

○施術者の意見を反映する者

三橋裕之 日本柔道整復師会理事
総務部長
伊藤宣人 日本柔道整復師会理事
保険部長
長尾淳彦 日本柔道整復師会理事
学術教育部長
田畑興介 全国柔道整復師連合会理事
保険部長
田村公伸 協同組合近畿整骨師会理事長
(日本個人契約柔整師連盟常任理事)

(報告 日整渉外部)

平成30年調査報告 柔道整復療養費と施術料金の実態

平成30年に会員が受領した柔道整復療養費および施術料金にまつわるアンケート調査集計が確定した。結果を報告する。

総 評

平成30年の日整会員の状況をみると年間給付総件数、年間給付総額ともに、それぞれ昨年の16,185,107件、118,850,963,135円に比べ、減少傾向となった(表1、2 参照)。

その背景にある要因としては近年同様、柔整師・施術所の増加に伴う競争激化や保険者の患者照会による受療抑制、他保険医療機関への患者の流出などが挙げられる。

また表3で明らかのように、1件あたりの平均給付額もここ数年の落ち込みを見せている。さらに、会員数の数年にわたる漸減も大きな要因の一つであろう。

集計結果の前提

・平成30年1月～12月の間に会員が受領した協会けんぽ、組合健保、国保、後期高齢及び共済組合の柔道整復療養費並びに労災保険の施術料金の給付について集計(患者の一部負担金を除く)

・国保は退職者医療を含む
・生活保護、自賠責保険及び実費による施術料金は含まない
・該当会員数は平成30年12月末日の施術所開設者数
・「割合」欄は小数点第2位を四捨五入

※各表の比率計算は、端数整理の関係上、総計100%にならない場合や0%となる場合あり。

本調査にご協力いただきました都道府県柔道整復師会会長、会員各位ならびに事務局の皆様にご心より御礼申し上げます。

表1 ブロック(地区)別 年間給付件数とその保険者別比率

ブロック名	会員数	年間給付件数	協会けんぽ	組合健保	国 保	後期高齢	共済組合	労災保険
北海道	820	636,802	36.9	8.6	26.4	19.7	8.1	0.2
東 北	1,305	1,214,588	36.3	11.7	26.2	18.5	7.1	0.2
関 東	3,203	3,015,483	27.5	18.5	28.7	19.7	5.4	0.3
東 京	1,218	1,184,268	21.0	23.9	29.2	20.7	5.0	0.3
北信越	1,781	1,561,473	35.8	11.4	26.4	21.0	5.3	0.1
東 海	1,556	1,614,140	31.5	15.9	27.0	20.6	4.8	0.1
近 畿	1,358	1,539,162	30.9	12.5	29.3	21.4	5.8	0.1
大 阪	1,557	1,403,606	31.1	13.5	29.2	21.9	4.3	0.1
中 国	646	671,535	38.7	10.7	24.9	18.8	6.8	0.1
四 国	424	397,794	39.1	6.2	27.7	19.4	7.6	0.1
九 州	1,646	2,034,096	39.1	7.5	27.2	18.0	8.1	0.0
計	15,514名	15,272,947件	34.5%	12.1%	27.3%	19.6%	6.4%	0.1%

表2 ブロック(地区)別 年間給付額とその保険者別比率

ブロック名	会員数	年間給付額	協会けんぽ	組合健保	国 保	後期高齢	共済組合	労災保険
北海道	820	4,348,735,500	32.4	6.8	27.3	26.5	6.2	0.9
東 北	1,305	7,323,940,200	30.0	9.0	27.4	27.4	5.4	0.7
関 東	3,203	22,586,307,250	23.0	14.0	30.0	27.3	4.1	1.5
東 京	1,218	9,788,125,002	17.8	17.6	30.0	29.4	3.8	1.5
北信越	1,781	11,594,770,047	30.2	8.5	28.2	28.7	4.0	0.5
東 海	1,556	10,556,544,887	25.8	12.2	28.0	29.7	3.7	0.8
近 畿	1,358	10,592,630,006	26.8	9.8	30.2	27.9	4.5	0.8
大 阪	1,557	12,399,702,776	26.2	9.2	29.8	31.4	3.0	0.2
中 国	646	4,147,064,670	34.0	8.4	26.9	25.0	5.3	0.3
四 国	424	2,409,058,179	34.0	4.6	29.2	26.1	5.9	0.2
九 州	1,646	13,513,403,940	34.0	5.9	28.0	25.4	6.4	0.3
計	15,514名	109,260,282,457円	29.4%	9.2%	28.5%	27.2%	4.9%	0.7%

表3 会員数および会員一人当たりの件数と給付金額の推移

	会員数	金額	件数	1 件当たり 平均給付額	1 人当たり 平均給付額	1 人当たり 平均給付件数
平成27年	16,305人	134,824,924,672円	17,839,055件	7,558円	8,268,931円	1,094件
平成28年	16,056人	127,106,417,462円	17,088,263件	7,438円	7,916,444円	1,064件
平成29年	15,852人	118,850,963,135円	16,185,107件	7,343円	7,497,537円	1,021件
平成30年	15,514人	109,260,282,457円	15,272,947件	7,154円	7,042,689円	984件

表4 年間給付額別該当会員数

年間給付額	該当会員数	30年率	前年比	29年率	28年率	27年率
500万円未満	7,113	45.8%	+2.8%	43.0%	40.6%	38.3%
500万円超～1,000万円未満	5,008	32.3%	△0.9%	33.2%	33.6%	33.5%
1,000万円超～1,500万円未満	2,030	13.1%	△0.7%	13.8%	14.7%	15.9%
1,500万円超～2,000万円未満	766	4.9%	△0.5%	5.4%	6.1%	6.7%
2,000万円超～2,500万円未満	296	1.9%	△0.4%	2.3%	2.6%	2.8%
2,500万円超～3,000万円未満	134	0.9%	±0.0%	0.9%	1.0%	1.2%
3,000万円超～3,500万円未満	72	0.5%	±0.0%	0.5%	0.6%	0.6%
3,500万円超～4,000万円未満	36	0.2%	±0.0%	0.2%	0.4%	0.4%
4,000万円超～4,500万円未満	28	0.2%	±0.0%	0.2%	0.2%	0.2%
4,500万円超～5,000万円未満	14	0.1%	±0.0%	0.1%	0.2%	0.1%
5,000万円超	17	0.1%	△0.1%	0.2%	0.2%	0.3%
計	15,514人	100.0%		100.2%	100.2%	100.0%

(報告 日整保険部)

総務部

日整 グループ保険制度に医療保険を追加

日整医療保険 新規加入のご案内

日本柔道整復師会では、現在、死亡・高度障害保障の団体定期保険を会員の皆様にお勧めしておりますが、保障内容のいっそうの充実をはかり、新たに医療保険も導入することになりました。

お手頃な保険料で1泊2日の短期入院からも保障する内容になっております。また入院のほかに手術の保障もあります。加入を検討される方には、引受保険会社である大樹生命から保険料などの詳しい内容をご説明いたします。パンフレットの準備も行なっております。下記あてにお気軽にご連

絡ください。

この機会にご加入をご検討いただきますよう、お願い申し上げます。

なお初回申込は締め切りがあります。2020年6月30日(火)までにお申し込みください。

《引受保険会社》

大樹生命 公共・広域法人営業部(03-6831-8840)

《団体窓口》

日本柔道整復師会事務局(03-3821-3511)

制度の特徴 本人、配偶者ともに69歳6カ月まで加入できます。(昭和26年4月2日以降に生まれた方)

- 1 無配当の団体保険なのでお手頃な保険料です。**
無配当かつ、団体のスケールメリットを活かしたお手頃な保険料で医療保障の準備ができます。
- 2 病気やケガによる1泊2日からの短期入院給付金や手術給付金があります。**
- 3 会員の先生が加入する場合、4つのコースから1つを選んでご加入ができます。**
入院給付金日額は5,000円、4,000円、3,000円、2,000円コース(本人の場合)
- 4 手続きが簡単です。**
医師による診査がなく、健康状態等の告知のみで加入手続きができます。
※健康状態によって加入いただけない場合があります。
- 5 税法上の特典があります。**
お払い込みいただいた保険料は全額が介護医療保険料控除の対象となります。(所得税法第76条)
また、本人が受け取る各給付金は非課税となります。(所得税法施行令第30条)

こんなときに保障します	給付金名称	本 人		配偶者・子ども	
		円	円	円	円
病気やケガで入院 (1泊2日からの入院1日につき)	入院給付金日額	5,000	4,000	3,000	2,000
病気やケガで所定の手術 (手術の種類に応じて1回につき)	手術給付金	20・10・5 万円	16・8・4 万円	12・6・3 万円	8・4・2 万円

柔道に学ぶ道

人生の答えは柔道にあり。
嘉納治五郎師範の言葉に学ぶエッセイコラム



講道館道場指導部長
鮫島元成

プロフィール

1950年鹿児島県生まれ。

74年東京教育大学体育学部卒。全日本柔道連盟教育普及委員会副委員長。柔道連盟元強化コーチとしてナショナルチームを指導。日整全国柔道大会など4大会の大会審判長を務める。

「世界中が幸福でなければ」

嘉納治五郎師範は、昭和6年発行の『柔道教本』で、次のように述べている。

浅はかな人は、自己の幸福を得ようと思えば、人のためや国のために尽くすことができないように考え、自国のために尽くそうと思えば、他国の不利を図らなければならぬように考えるかもしれぬ。が、真に自己の幸福を得ようと思えば、人のためにも国のためにも成る仕方ではなければならぬ。そうして遠い将来のことを考えると、ほんとうに自国のためを図ろうと思えば、他国の人の幸福を妨げるような仕方ではその目的が達せられぬのである。そうしてみると、人間の本当の生活は、他人にも、社会にも、国外の人にも、妨げをしないで自己の発達を図り、また自己の発達を図りながら、自分以外の人々にできるだけ多くの利益を与えようとしなければならぬのである。それが人間の生活していくべき道である。(中略) 私は、それは柔道という道を徹底的に修行すればよいと答える。

この稿を執筆している3月現在、世界中が新型コロナウイルスによる感染症で大騒ぎである。中国で発症したといわれるこの新たな疾病は、あつ

という間に他国にも蔓延した。この流行で私は改めて「世界はつながっているのだ」と実感したくらいだ。「日本にだけは未知のウイルスなど侵入しないだろう」と根拠なく考えていたことが、なんと狭く、小さく、浅はかだったかと感じた。柔道の修行を重ね、嘉納師範の柔道理念を勉強してきたつもりであったが、まだまだ未熟であった。「世界中の人が幸福でなければ幸福とは言わない」。昭和の初めに師範が唱えた言葉を復唱し、さらに精進することを誓うのみだ。

「自他共栄」を体現した活動

来年開催となった東京五輪では、柔道選手たちが世界中から集まる。講道館は練習会場として道場を提供する予定でいる。そして、その一角で日本柔道整復師会の精鋭が、選手たちがベストの状態で試合に臨めるようにと手当によるケアサポートに尽力されるという。

これまでも柔道整復師会の会員は、日本の選手はもとより、他国の柔道選手への手当てを行ってきた実績がある。これぞ嘉納師範の柔道理念である「自他共栄」と言える姿勢ではないだろうか。

また毎年開催される「日整全国柔道大会」「日整全国少年柔道大会」「日整全国少年柔道形競技会」「全国柔道整復師高段者大会」に、私は大会審判長として微力ながら毎年携わっている。役員の方々の大会目的に沿った審判規定の検討、開催のための繊細かつ綿密な準備、当日の運営などにはいつも敬服してきた。

昨年は4大会とも、台風19号の影響で中止となった。すべての関係者にとって、さぞかし遺憾なことだったろうが、選手たちの安全を第一優先で考慮された結果であろう。

世界から来日した選手たちへの誠心誠意の手当て。全国規模の4種類の大会を確実に挙げてきた実績。いずれも日本柔道整復師会がグローバルであることの実証である。嘉納師範の言葉にある「真の自己の幸福」への道を、これからも歩み続けてほしいと願う。

理事会だより



令和元年度 第8回理事会

開催場所	日本柔整会館 2階大会議室
開催日時	令和2年1月23日(木) 午後3時～午後6時5分
理事現在数及び定足数	現在数19名 定足数10名
出席者	理事19名中18名出席 工藤、萩原、松岡、三橋、市川、 石原、伊藤(宣)、豊嶋、富永、 長尾、川口、渡邊、伊藤(述)、 山崎、徳山、齊藤、田村、森川
理事外の出席者	嶋谷監事、高橋監事、金子総務 部員
議長	工藤会長
司会	三橋総務部長
開会の辞	萩原副会長
閉会の辞	松岡副会長

会議の概要

冒頭で議長が司会進行を総務部長に依頼し会議が開始された。最初に定足数を確認し、議事録署名人は定款第39条に基づき工藤鉄男会長と嶋谷清・高橋政夫 両監事とであることを確認した。

議 題

第1号議案 『災害見舞申請等について(台風19号)』

総務部長から議案について説明があった。審議の結果、「災害対策積立金規程」に基づき、次のとおり、承認可決した。

1. 被災会員に対する災害見舞金(計: 床上浸水10件、半壊13件、全壊3件)
 - (1)岩手県 半壊1件
 - (2)宮城県 床上浸水5件
 - (3)福島県 床上浸水1件、半壊3件、全壊2件
 - (4)茨城県 全壊1件
 - (5)栃木県 床上浸水3件、半壊5件
 - (6)神奈川県 床上浸水1件、半壊1件
 - (7)長野県 半壊3件
2. 被災社団に対する災害見舞金(計: 200万円)
 - (1)岩手県 10万円 (2)宮城県 10万円
 - (3)福島県 70万円 (4)茨城県 20万円
 - (5)栃木県 40万円 (6)神奈川県 10万円
 - (7)長野県 30万円 (8)千葉県 10万円

第2号議案 『台風19号豪雨災害による救護活動助成金申請について(栃木県)』

財務部長から議案について説明があった。「災害対策積立金規程」の「自治体等との災害協定の下に実施した被災住民に対するDJATを中心とした会員等による救護活動への助成金」に係る栃木県からの申請について、審議の結果、承認可決した。

第3号議案 『日本柔道整復接骨医学会理事候補者の推薦について』

総務部長から議案について説明があった。審議の結果、松岡保副会長を推薦することについて、承認可決した。

第4号議案 『全国国民年金基金からの提案について』

総務部長から議案について説明があった。全国

国民年金基金からの新規加入者紹介依頼について協力することを、審議の結果、承認可決した。

第5号議案 『パソコンの入れ替え等について』

総務部長から議案について説明があった。審議の結果、日整事務局のパソコン入れ替え等について、提案どおり、承認可決した。

第6号議案 『救護及びトレーナー活動に係る助成金支給対象大会の追加申請について（北海道・山口県・福岡県・大分県）』

財務部長から議案について説明があった。今年度、各都道府県で開催される大規模なスポーツ大会等のうち、日整の「救護及びトレーナー活動規程」に基づき助成金支給対象となる大会については、既に令和元年6月4日の理事会において承認されているところではあるが、北海道、山口県、福岡県および大分県から申請漏れの届出があった。申請期限は過ぎてはいるが、今年度初めて実施する事業という事情も鑑み、審議の結果、助成金支給対象大会として承認可決した。

第7号議案 『令和2年度療養費改定について』

保険部長から議案について説明があった。審議の結果、標記に係る日整の基本スタンスや要望事項等について、承認可決した。

第8号議案 『地共済協議会との協定の改定について』

保険部長から議案について説明があった。厚生労働省において、平成29年10月から平成30年5月にかけて柔道整復施術療養費に係る数次の改正が行われたことから、地方公務員共済組合協議会との協定においても、それらの改正内容を反映した協定に改定することを審議の結果、承認可決した。

第9号議案 『「NPO法人 JUDOs」について』

事業運営部長から議案について説明があった。審議の結果、これまで日整が会員登録していた解散した「NPO法人 柔道教育ソリダリティー」(代表 山下泰裕氏)の志を受け継いだ、「NPO法人

JUDO s」(代表 井上康生氏)に会員登録することについて、承認可決した。

第10号議案 『会員向け情報発信方法等について』

渉外部長から議案について説明があった。審議の結果、日整から会員への情報発信方法(メール一斉送信システム構築:日整広報誌等において各会員にメールアドレスの登録を依頼)について、承認可決した。

第11号議案 『令和2年度 日整学術大会 開催担当都道府県について』

学術教育部長から議案について説明があった。審議の結果、令和2年度日整学術大会開催担当の5府県(宮城県、群馬県、石川県、大阪府、山口県)を承認可決した。

第12号議案 『令和2年度 学術大会および匠プロジェクト等について』

学術教育部長から議案について説明があった。

(1)2020年度の「匠の技 伝承」プロジェクトについては、①年4回の講座に加え、4回の確認講座(フォローアップ)を実施すること、②各講座においては、各都道府県推薦の指導者候補各1名が受講すること、③各講座受講者の4回分の交通費は、領収書と引き換えに実費精算(省庁方式)とすること(確認講座は各都道府県負担)などを審議の結果、承認可決した。

(2)2021年度の学術大会については、11地区で開催することを審議の結果、承認可決した。

第13号議案 『日整会長学術賞受賞候補者と帰一学術賞内規の解釈について』

学術教育部長から議案について説明があった。審議の結果、各都道府県から日整会長学術賞受賞候補者として推薦のあった2名(富山県 磯谷充律、大阪府 近森清)について、承認可決した。

第14号議案 『令和2年度 総会開催日時等について』

総務部長から議案について説明があった。審議の結果、(1)令和2年度通常総会は、令和2年6月

28日(日)正午から日本柔整会館において開催すること、(2)また同日のタイムスケジュールは、日本柔道整復師協同組合設立30周年記念事業が開催される関係上、正午から社団通常総会、午後3時から組合総代会、午後4時から組合30周年とすることを承認可決した。

報告事項

- 職務執行状況報告書の提出について(3月5日理事会報告)
- 帰一賞の推薦について(各都道府県あて通知)
- 会費免除申請について(各都道府県あて通知)
- NHK「ラジオ深夜便」掲載記事「柔道整復師から学ぶコツコツ健康術」(12・1月号)等について
- 理事会議事録(11月28日開催分)
- 令和2年度予算作成準備資料(1月14日現在)
- 会館改修工事について(準備状況報告)
- 救護及びトレーナー活動に係る助成金支給申請について(12月8日現在総括表)
- 「救護及びトレーナー活動規程」に基づく助成金について
- 予算管理月報(12月分)
- 柔道整復施術療養費等疑義解釈の改訂について
- 「施術管理者研修」申込方法変更のお知らせについて
- 日整学術・生涯学習講習会(令和2年11月21日)、日整柔道大会(同月22日)
- 講道館「おもてなしRoom」(仮称)設置について(東京オリパラ関連)
- 柔道グランドスラム大阪救護関連記事(朝日新聞デジタル)
- 第12回JIMTEF災害医療研修アドバンスコースについて
- 優等卒業生の表彰について(学校&各都道府県あて通知)
- 日整トピック(令和元年12月発行)
- 「匠の技 伝承」プロジェクト北海道講座報告
- 「匠の技 伝承」プロジェクト受講者の体験談
- 京都周年事業(京都市長のフェイスブック投稿記事)
- 柔整ホットニュース「これだけは知っておいて」記事
- 各部報告
(総務部)日整経由で申込みしていた各都道府県柔道大会に係る産経表彰状の発行終了について
(政策部)特別諮問委員 委嘱(大分県 江崎博明 会長)
(その他)日整親善ゴルフ大会(令和2年9月20日 於：サンコー72カントリークラブ)
(その他)京都医健学生の成人式での誓い(新聞掲載記事等)

【中止】

第47回 日整親善
ゴルフ大会

開催のご案内

主催 日整親善ゴルフ愛好会

主管 日本柔道整復師協同組合

開催を予定していました「第47回 日整親善ゴルフ大会」は、
新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止としました。

執行部活動状況：令和元年12月～令和2年2月

令和元年12月

日付	曜日	会議等	出席者
1	日	京都府65周年・新会館竣工祝賀会	工藤、萩原、松岡
6	金	「国民医療を守るための総決起大会」	工藤、萩原、松岡、三橋、豊嶋
7・8	土・日	機能訓練指導員認定柔道整復師講習会(東京都)	川口
8	日	部長連絡会議 各部会 合同部会	
9	月	(協同組合 正副理事長会議)	松岡、伊藤(述)
10	火	業界説明会(福岡天神医療リハビリ専門学校)	松岡
11	水	業界説明会(朝日医療大学校)	松岡、山崎
12	木	オリパラ組織委員会と打合せ	伊藤(述)
13	金	業界説明会(専門学校沖縄統合医療学院)	松岡
14	土	業界説明会(関西医療学園専門学校)	松岡
15	日	加藤和信先生叙勲祝賀会	工藤、萩原、松岡、三橋
16	月	業界説明会(仙台医健・スポーツ&こども専門学校)	三橋
17	火	業界説明会(大川学園医療福祉専門学校)	渡邊
18	水	業界説明会(日本工学院北海道専門学校)	萩原
19	木	渉外部企画会議	
20	金	政策部・総務部打合せ 業界説明会(四国医療専門学校)	三橋、市川、長尾、川口、渡邊 松岡、石原
24	火	産経新聞社と打合せ 日本医師会訪問	三橋、豊嶋 豊嶋
26	木	業界説明会(履正社医療スポーツ専門学校)	徳山

令和2年1月

日付	曜日	会議等	出席者
6	月	講道館新年会	豊嶋
7	火	業界説明会(明治東洋医学院専門学校)	徳山
8	水	部長連絡会議	
11	土	地域包括ケア検討PT打合せ 兵庫県新年祝賀会	三橋、川口 工藤、三橋
12	日	第5回「匠の技 伝承」セミナー 大阪府新年交歓会	松岡、長尾、森川 工藤、三橋
14	火	予算編成会議 財務部会	工藤、萩原、松岡、三橋、石原、伊藤(述)

日付	曜日	会議等	出席者
15	水	業界説明会(大阪府柔道整復師会専門学校)	徳山
16	木	業界説明会(大分医学技術専門学校)	松岡
18	土	業界説明会(福岡医健・スポーツ専門学校)	松岡
20	月	業界説明会(森ノ宮医療学園専門学校) 福島財団代表理事と打合せ	徳山 工藤
23	木	地域包括ケア検討PT打合せ 理事会	三橋、川口
24	金	(第3回認定実技審査委員会：研修試験財団)	豊嶋、三橋
25	土	長崎県新年交歓会 会務関係講師 神奈川県新年賀詞交歓会	三橋 工藤、豊嶋
26	日	愛媛県研修会 会務関係講演	三橋
27	月	全日本柔道連盟新年会	工藤、豊嶋
29	水	業界説明会(鹿児島第一医療リハビリ専門学校) 損害保険料率算出機構で講演	松岡 三橋
31	金	業界説明会(東亜大学)	松岡

令和2年2月

日付	曜日	会議等	出席者
1	土	ブロック(九州地区)別保険関係説明会 東京都新年賀詞交歓会	伊藤(宣)、山崎 工藤、萩原
4	火	業界説明会(赤門鍼灸柔整専門学校)	萩原、豊嶋
5	水	災害時情報通信訓練(日医)	豊嶋
6	木	(理事会：研修試験財団)	萩原、豊嶋
11	火	萩原正先生偲ぶ会	
12	水	セミナー講演(東京ケアウイーク) フレイル予防事業会議	長尾 市川、長尾、川口、渡邊
13	木	保険部会	
15	土	講演(保険取扱い等講習会)	三橋
19	水	業界説明会(九州医療専門学校) テレビ局取材	松岡、富永 三橋
20	木	機能訓練指導員協会打合せ 業界説明会(九州医療スポーツ専門学校) AFP通信による施術所取材	三橋、川口 松岡 三橋
22	土	部長連絡会議 (評議員会：研修試験財団)	萩原、三橋
27	木	財務部会 全整連との打合せ	三橋
28	金	第16回柔道整復療養費検討専門委員会	



日整HP「インフォメーション」からご覧いただけます

INFORMATION

<https://www.shadan-nissei.or.jp/info/index.html>

全国の公開講演会・学術大会・公益ボランティア活動報告
国民のため、地域住民のため、患者さんのため公益活動をしてまいります



インフォメーション
のHPはこちら

都道府県名	開催年月日	事業名・URL
京 都	令和元年 11月3日(日・祝)	第31回市民スポーツフェスティバル救護活動報告
静 岡	令和元年12月8日(日)	第31回袋井クラウンメロンマラソンin ECOPA トレーナー活動
岡 山	令和元年11月10日(日)	第5回おかやまマラソン救護・ケア活動
愛 媛	令和元年12月8日(日)	健康公開セミナー 「マラソンが教えてくれたこと」

最新情報・更新履歴はこちらのURLから <https://www.shadan-nissei.or.jp/nissei/feelgoinfo.html>

※「日整フォーラム（都道府県だより）」は名称を「インフォメーション」に変更しHPに移動しました。

※令和2年度 日整主催学術大会の日程は11ページに掲載しております。

第28回柔道整復師国家試験の合格発表について

令和2年3月26日(木曜日)午後2時発表

受験者数	合格者数	合格率
5,270名	3,401名	64.5%

合格基準

1. 必修問題については、配点を1問1点とし、全50問中、その得点が総点数の80%以上、40点以上を合格とする。
2. 一般問題については、配点を1問1点とし、全200問中、その得点が総点数の60%以上、120点以上を合格とする。
ただし、午前の問題第109問については、複数の選択肢を正解として採点する。
3. 必修問題及び一般問題のいずれも合格基準を満たしている者を合格とする。

「日整広報 Feel! Go!」発行のご案内

発行予定日	2020年 8月20日 (夏 号) Vol.254	原稿締切	2020年 6月20日
	2020年11月20日 (秋 号) Vol.255	原稿締切	2020年 9月20日
	2021年 1月20日 (新年号) Vol.256	原稿締切	2020年11月20日
	2021年 4月20日 (春 号) Vol.257	原稿締切	2021年 2月20日

未来MIRAI TENBO展望

総務部長・三橋裕之
担当理事・川口貴弘
地域包括ケア推進室長・藤田正一
特別諮問委員・三谷誉

4月からスタートした介護予防事業「フレイル対策」

フレイルとは「介護手前の状態」

この4月から市区町村では介護予防事業の制度が大きく変わりました。これまでの介護予防のための事業は今後「フレイル対策」となります。今回はフレイルとは何か、国の指針と具体的に何が変わるのかを解説します。

フレイルとは、海外の老年医学分野で使用されている「Frailty（フレイルティ）」が語源で、日本語で「虚弱」「老衰」「脆弱」を意味します。厚生労働省によるフレイルの定義は「老化に伴う種々の機能低下（予備能力の低下）を基盤とし、様々な健康障害に対する脆弱性が増加している状態、すなわち健康障害に陥りやすい状態」であり、かつ「要介護状態に至る前段階」とされています。わかりやすく言うなら「介護を必要とする一歩手前の状態」がフレイルの定義です(図1)。

フレイルは以下の4カテゴリーに分類されます。

- ①全身の筋力などが衰えてきている…「身体的フレイル」
- ②何らかの理由で地域での交流が減り、引きこもりや孤立の状態にある…「社会的フレイル」
- ③認知機能低下状態やうつ傾向などがある…「精神的フレイル」
- ④口腔機能が衰えている…「口腔フレイル」

健康寿命を延ばし介護を必要としないためには、フレイルの段階で改善することが重要です。

フレイル対策のモデル事業

日本では長寿化に比例して高齢者総人口も増加しています。厚労省の平成30年簡易生命表によると、平成30年の日本人の平均寿命は男性81.25歳、女性87.32歳といずれも過去最高でした。

こうした現状で高齢者の健康寿命を延ばすためにフレイルかどうかのチェック検診が全国の市区町村主体に実施されつつあります。75歳以上の高齢者を対象に、生活や健康に関する15項目の質問票を用いて行っていくものです(図2)。

図1 <フレイルとはどんな状態？>

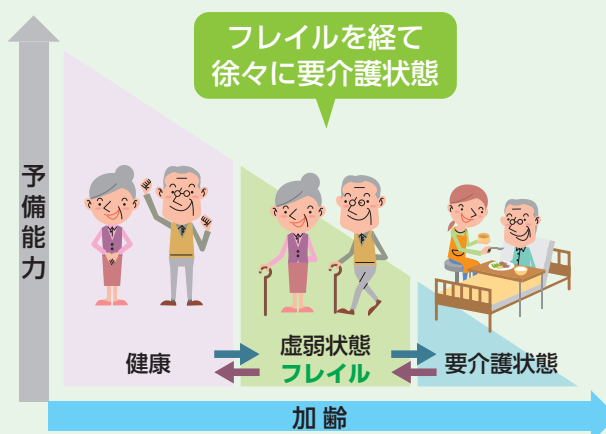


図2 <後期高齢者の質問票の例>

1	あなたの現在の健康状態はいかがですか
2	毎日の生活に満足していますか
3	1日3食きちんと食べていますか
4	半年前に比べて固いもの(さきいか、たくあん など)が食べにくくなりましたか
5	お茶や汁物でむせることがありますか
6	6カ月間で2～3キロ以上の体重減少がありましたか
7	以前に比べて歩く速度が遅くなってきたと思いますか
8	この1年間に転んだことがありますか
9	ウォーキング等の運動を週に1回以上していますか
10	周りの人から「いつも同じことを聞く」などの物忘れがあるとされていますか
11	今日が何月何日かわからない時がありますか
12	あなたはたばこを吸いますか
13	週に1回以上は外出していますか
14	ふだんから家族や友人との付き合いがありますか
15	体調が悪いときに、身近に相談できる人がいますか

厚生労働省保険局高齢者医療課『高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン第2版』(令和元年)より

具体的なフレイル対策である介護予防事業はどんなことが予定されているのでしょうか。現在、モデル事業として以下のものが考えられています。

- ①低栄養、過体重に対する栄養相談や指導
- ②摂食等の口腔機能低下に関する相談や指導
- ③外出困難者への訪問歯科健診、服用する薬が多い場合の服薬相談や指導等
- ④高齢者の課題に応じ、地域包括支援センター、保健センター、訪問看護ステーション、診療所・病院、歯科医院、薬局などから管理栄養士や歯科衛生士、薬剤師、保健師等が相談や訪問指導を実施

①は管理栄養士の活用、②は歯科医師、歯科衛生士の活用、③は歯科医師、薬剤師の活用、④は医療系サービスとの連携がイメージされています。

これらの内容を各市区町村が地域の実情に合わせ、専門職を活用して行うことになります。

ここまで見ると我々柔道整復師の出番はないように感じます。では、別の角度で考えてみましょう。

柔道整復師も貢献していこう

フレイル対策では、2つの事業を重点的に行うことになっています。

まずは現在取り組まれている「通いの場」を中心とした、介護予防と生活習慣病等の疾病予防・重度化予防の一体的な実施です。通いの場とは、介護予防事業の一環として市区町村で行われてい

るもので、地域に開設されている高齢者の交流の場です。よくある事例として自治体が行う公民館の体操教室などがあります。

この通いの場の拡充を目指し、高齢者に対して生きがい・役割を付与するための運営支援、かかりつけの医療機関等との連携の強化が挙げられています。つまり「現行の通いの場をバージョンアップさせよう」というのが狙いです。

これまで介護予防事業と保健事業は別々に行われており、情報共有の面など非効率的なことが多くありました。フレイル対策ではこれらが両輪となった活動ができるため、後期高齢者医療制度の保険者や国の費用負担で保健師、栄養士、歯科衛生士、リハビリ職などの専門職を通いの場に配置するなどの連携が可能になるのです。さらにかかりつけ医機能の確立や保健指導の情報共有を図ることもできるでしょう。

では、こうした地域でのフレイル対策スクラムに、我々はどうに参加していくことができるか。積極的な取り組み姿勢が必要となってくるでしょう。

例えば、通いの場で接骨院の活用がなされることをイメージしてみてください。地域の高齢者が歩いて行ける場所に、運動器の専門職が常駐していて適切なアドバイスしてくれる。必要であれば治療も受けることができる。地域の高齢者にとって素晴らしいことではないでしょうか。

柔道整復師のための



楽しい統計学

入門編

元昭和大学医学部教授 星山 佳治

第14回 / スクリーニング

今回は、少し統計学から離れますが、「スクリーニング」について解説したいと思います。

●スクリーニングとは？

スクリーニングとは「検診」のことで、我が国では「がん検診」が盛んに行われています。

例えば、大腸がん検診は40歳以上の人を対象に便潜血2日法で実施されています。地域住民や職場などの人々は、そのほとんどが健常者なので、いきなり大腸がんの精密検査を実施することは、大変な無駄になります。

そこで、費用も時間もあまりかからない簡便な検査方法（検診）を用いて、大腸がん罹患しているリスクが高い人を見つけ出し、その人達だけを精密検査することになっているのです。スクリーニングの定義は、正式には下記ようになります。

簡便で迅速に実施可能な検査で、無自覚の疾病による異常や欠陥を暫定的に識別することができるもの。疾病の診断ではない。識別された個体は精密検査によって、最終診断を確定し、早期治療に役立てる。

スクリーニングの結果は、陽性と陰性の2通りしかありませんが、仮に疾病の有無が分かっているならば、結果判定表は下の【表1】のようになります。

【表1】

	＋（陽性）	－（陰性）	計
疾病あり	90	10	100
疾病なし	90	810	900
	180	820	1000

* 仮想データ

●敏感度と特異度

【表1】のスクリーニングでは、計1000人の人が検査を受けていて、疾病ありの人が100人、疾病なしの人が900人います。

疾病ありの人は、100人のうち90人（90％）が正しく陽性と判定されています。これを「敏感度90％」といいます。

疾病なしの人は、900人のうち810人（90％）が正しく陰性と判定されています。これを「特異度90％」といいます。

これらを式で書くと以下のようになります。

$$\text{敏感度} = 90 \div 100 \times 100 = 90\%$$

$$\text{特異度} = 810 \div 900 \times 100 = 90\%$$

このスクリーニング方法は、敏感度と特異度がともに90％の優れた検査という評価になります。

●陽性反応的中度と陰性反応的中度

次に陽性と判定された人180人についてみると、180人のうち90人が当たっています。陽性反応的中度は50％になります。

陰性の人は、820人のうち810人が当たっています。陰性反応的中度は約99％になります。これを式で書くと次のようになります。

陽性反応の集中度 = $90 \div 180 \times 100 = 50\%$

陰性反応の集中度 = $810 \div 820 \times 100 = 99\%$

陽性と判定された人でも半分は外れているということになります。そして、陰性の場合には820人のうち10人(約1%)しか外れていませんが、これが「見逃し」ということになり、後で問題になったりするわけです。

●スクリーニングの対象

ところで、皆さんは風呂場で魚釣りをしたことがありますか？ たぶん、ないでしょうね。風呂場には魚はいませんから。

スクリーニングも同じことで、病気の人がない集団にしても意味はないのです。小学生に大腸がん検診をしても誰も見つかりません。大腸がん検診が40歳以上となっているのはこのためです。大腸がんになった人達の過去の大量のデータから「風呂場で魚釣りをする」という愚を予め回避しているのです。

さらに、言葉は悪いですが「馬鹿検診」というのありません。「馬鹿」という言葉は、悪い意味だけでなく「馬鹿正直」等と通常より度が外れている場合や「野球馬鹿」等のように好きなことに集中するといった良い意味でも使われていて、言葉の定義自体が曖昧ですし、そもそも「馬鹿は病気ではない」ので「治る」ものでもないからです。勉強をして知識を増やすことはあっても、それは「馬鹿が治った」ということではありませんよね。

スクリーニングも治療方法が確立していない病気を対象にすることはできないのです。



●適用条件

では、「出べそ検診」はなぜないのでしょうか。それは「出べそ」は、放置していても具合が悪くなったり、死ぬことはないからです。

つまり、重要な「健康問題」ではないので、検診をしてまで識別する必要がないのです。

ということで、少なくとも以下の3つが満たされていることが、スクリーニングの適用条件になります。

1. 集団の中に病気の人がいること
2. 治療方法が確立していること
3. 重要な健康問題であること

なお、集団の中に病気の人がいっても、その数が極端に少ないときは、陽性と判定された人の中で、真に病気の人ほとんど含まれないことになります。

星山佳治プロフィール

学歴

昭和54年3月 東京大学医学部保健学科 卒業

昭和57年3月 東京大学医学系研究科修士課程修了 保健学修士

昭和60年3月 東京大学医学系研究科博士課程修了 保健学博士
(博医第596号)

職歴

平成16年1月 昭和大学医学部教授

平成24年4月 横浜創英大学看護学部教授

社会活動

平成11年4月 文部科学省大規模コホート運営委員 (現在に至る)

平成14年4月 東京都花粉症対策検討委員会委員 (現在に至る)

平成16年4月 日本疫学会評議員 (平成27年12月まで)

平成18年4月 国立病院機構EBM推進のための大規模臨床研究統計責任者 (現在に至る)



学術教育部
杉江 拓郎

柔道とは、 柔しい道である。

近年、脳障害を伴う柔道事故ばかりが目立っており、柔道は危険なスポーツだと認識されるようになった。しかし、本当に柔道は危険なのか？ こうした疑問に対し本書では、本来、柔道は健全で安全なスポーツであることを解説している。

著者の米田實氏は、整形外科医、講道館柔道6段、そして米田柔整専門学校学長と多彩な経歴の持ち主だ。1992年に開催されたバルセロナオリンピックでは日本柔道男子チームの帯同ドクターにも着任。膝を負傷した古賀稔彦選手をゴールドメダルに導いた活躍は、今も語り継がれるところである。

共同執筆者の宮崎誠司氏は、東海大学体育学部教授、同スポーツ医科学研究所所長、全日本柔道連盟医科学委員会副委員長を兼務しており、スポーツ外傷のエキスパートである。

スペシャリスト二人が執筆した本書は、「第1章 代表的なケガとその発生状況」「第2章 ケガを防ぐには」「第3章 柔道を通して成長しよう!」の3章で構成され、柔道によって発生した外傷の負傷メカニズムを説明、その予防とケアを医学的にくわしく解説している。柔道整復の施術において、とても参考となる書籍である。

外傷の専門家である柔道整復師が目指すべき「ケガをしない柔道、ケガをさせない柔道」とは、まず本書の示す「柔しい道」の意味を理解することから始まるだろう。



著 者 米田 實
共同執筆 宮崎 誠司
発 行 社 ベース・ボールマガジン社
定 価 本体1,800円+税
I S B N : 978-4-583-11168-1

日整文芸

(作品は1人3首〈句〉までといたします)

【短歌】

福岡県 山下 智章

桜咲く日露戦争慰霊碑に
何も及ばぬ吾手を合はす

振り向けば君の通らむ細き道
過去も未来も月は照らさむ

植田澄み天を反射し空高く
雲に包まれ夏来るかな

【俳句】

群馬県 鈴木 乗風

菜花飯

四望暮れ深雪の里の番屋汁

椀に盛る母の匂ひや菜花飯

墨痕の旧交記す雪解風

春の夢

福井県 田上 滋良

せせらぎに耳欬てし春の夢

ついに来し出産予定日辛夷咲く

もう一手詰めにあまさや春眠し

【川柳】

北海道 阿部 篤夫

遊覧船凍結ならず網走港

我が街は雪積少々除雪楽

早春は山菜取を夢に見る

石川県 東 勝一

もうやまだ土俵の教え腹に効く

新雪に麩鹿兎足跡が

祭事天地風水よるべなし

〈一般投稿〉

【短歌】

奈良県 長谷川 治三郎

雪

山を背一輪の花我がかげに

くらべ見入る秋の夕ぐれ

椿花赤くうれいて落る様

雪をかぶりて銀世界

冬空やちらつく雪のげんそうの

つもりて白き静けさ作る

「日整文芸欄では一般の方々からの投稿を募集しております」

渉 外 部

日整文芸は、会員の方に加え、一般の方々からも「短歌」「俳句」「川柳」を募集します。一般の方の投稿は、日本柔道整復師会会員を通じて、都道府県名、紹介会員名および連絡先、作品提出者名を明記の上、ご応募してください。

日整文芸を通じて読者の皆様とよい交流の場となれればと願っております。

作品は会員と同じく1人3首(3句)までといたします。多くのご応募をお待ちしております。

宛 先 〒110-0007 東京都台東区上野公園16番9号

公益社団法人 日本柔道整復師会渉外部

TEL: 03-3821-3511 FAX: 03-3822-2475

E-mail: kouhou@shadan-nissei.or.jp



過酷なこの時こそ、初心に返り技を磨く

去る1月12日、柔道整復術公認100周年記念事業「匠の技 伝承」プロジェクトの第5回講座が開催された（12ページ参照）。講師の山口登一郎先生は、「柔道整復師にとって最も重要なのは、ケガを診て触れて、どういう状態かを判断すること」と前置きし、患部の状態をより多く把握するために、超音波画像観察装置も用いて、骨折箇所把握、経過観察の仕方を自ら実演した。

私が開業前に5年間研修でお世話になった恩師には、毎日のように「利他の心」で患者さんの利益を第一に考えよ。労を惜しまず、今日できる最善の施術をさせていただけ」と指導された。忙しさから手を抜いたり、その時持てる力を十分に発揮していないようなことがあれば、強く叱られたことを思い出す。

私の施術所にも超音波画像観察装置はある。退職の時期までもってくれればと願っていたが最近になって寿命が尽きかけてきたようだ。買い換えをすべきかどうか迷っていたが、五感を用いた判断のほかに観察装置からの情報もプラスされれば、より正確な施術ができ患者さんの利益にも繋がると確信し、購入することにした。そして私自身も初心に返り、「匠の技 伝承」プロジェクトの講座を通して、さらに学びを深めようと考えている。

各講座の講師から発するポイントは、開業して30年以上経た私でも「目からうろこ」「新発見」と感じる部分が多く、骨折・脱臼の整復固定を確実に行うことに大変役立つ道標だと思える。これらの知識は将来にわたり、まさに業界の宝となっていくだろう。講座の内容や動画は、日整の広報誌やホームページに掲載されているのでぜひご覧いただきたい。

今後、同プロジェクトの講座は「指導者養成コース」が始まり、全国各都道府県から推薦された指導者が受講していくことになっている。受講修了者は将来、指導者として各都道府県で「匠の技」を啓蒙、それにより広く技術を浸透させていく構想だ。多くの柔道整復師にこの技が伝承され、全国のどの施術所でも安心安全な骨折・脱臼の整復固定が確実に行われ、医師や国民から信頼される業界になっていくことを願う。

3月11日、新型コロナウイルスの感染者が世界中で10万人を超え、WHOよりパンデミックが宣言された。その2日後の13日には、感染拡大防止のため首相による「緊急事態宣言」を可能とする改正法が成立した。全世界が過酷な試練の時であり、皆が感染拡大防止に多くの犠牲を払い協力している。新型コロナウイルスに勝利し、一日も早い終息となることを祈る。

渉外部員 山田俊志

令和2年4月20日発行

公益社団法人 日本柔道整復師会

〒110-0007 東京都台東区上野公園16-9

電話 (03)3821-3511 (大代表)

発行人 工藤鉄男

編集者 富永敬二

制作・印刷所 東京リスマチック株式会社

編集協力 株式会社トリア

Judo Therapist Code of Ethics

Widely recognized as a part of Japan's national medical system, Judo therapy has been passed down from generation to generation. With the aim of continuing the tradition and practice into the future, the following code outlines the philosophy of the practitioners of Judo Therapy, as well as its ideals and goals.

1. Practitioners of Judo therapy shall carry out their work with pride and responsibility, persisting in compassionately aiding humanity through their work.
2. Practitioners of Judo therapy shall endeavor to nurture the people as role models of the nation, while cultivating the spirit of Judo, as they have since the ancient times.
3. Practitioners shall endeavor to value cooperation and respect focusing on their work without acting above or below their positions.
4. Practitioners, while continuously striving for the improvement of the esteemed techniques in the study, they will treat their patients with earnestness, sincerity, and in good faith.
5. With this code, they will honor their entrusted duties, strictly keeping the confidential information obtained in the course of this business, and with all their effort, in the recovery of the patient regardless of race, religion, sex, and any other social status.

June 14 1987

柔道整復師倫理綱領

国民医療の一端として柔道整復術は、国民大衆に広く受け入れられ、民族医学として伝承してきたところであるが、限らない未来へ連綿として更に継承発展すべく、倫理綱領を定めるものとする。ここに柔道整復師は、その名譽を重んじ、倫理綱領の崇高な理念と、目的達成に全力を傾注することを誓うものである。

- 1、柔道整復師の職務に誇りと責任をもち、仁慈の心を以て人類への奉仕に生涯を貫く。
- 2、日本古来の柔道精神を涵養し、国民の規範となるべく人格の陶冶に努める。
- 3、相互に尊敬と協力を努め、分をわきまえ法を守り、業務を遂行する。
- 4、学問を尊重し技術の向上に努めると共に、患者に対して常に真摯な態度と誠意を以て接する。
- 5、業務上知りえた秘密を厳守すると共に、人種、信条、性別、社会的地位などにかかわらず患者の回復に全力を尽くす。